

平成30年小布施町議会12月会議会議録

議事日程(第2号)

平成30年12月6日(木) 午前10時開議

開議

議事日程の報告

諸般の報告

日程第1 行政事務一般に関する質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(13名)

1番	中村雅代君	2番	福島浩洋君
3番	富岡信男君	4番	小西和実君
5番	川上健一君	6番	山岸裕始君
7番	小林茂君	9番	小淵晃君
10番	渡辺建次君	11番	関谷明生君
12番	大島孝司君	13番	小林正子君
14番	関悦子君		

欠席議員(1名)

8番 小林一広君

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	市村良三君	副町長	久保田隆生君
教育長	中島聰君	総務課長	田中助一君
総務課長補佐	中條明則君	企画政策課長	西原周二君
健康福祉課長	林かおる君	健康福祉課長補佐	永井芳夫君

産業振興課長	竹 内 節 夫 君	産業振興課長 補 佐	富 岡 広 記 君
建設水道課長	畔 上 敏 春 君	教 育 次 長	三 輪 茂 君
監 査 委 員	畔 上 洋 君		

事務局職員出席者

議会事務局長	山 崎 博 雄	書 記	柰 津 貴 子
--------	---------	-----	---------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（関 悦子君） おはようございます。

議員総数14名中、ただいまの出席議員は13名で定足数に達しております。これより直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（関 悦子君） 本日の日程は、お手元へ配付いたしました印刷物のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（関 悦子君） 日程に入るに先立ちまして、諸般の報告事項を申し上げます。

6番、山岸裕始議員から都合により早退する旨の届け出がありました。8番、小林一広議員から都合により欠席する旨の届け出がありましたので、報告いたします。

◎行政事務一般に関する質問

○議長（関 悦子君） これより直ちに日程に入ります。

日程第1、行政事務一般に関する質問を行います。

お手元へ配付いたしました印刷物のとおり一般質問の通告がありましたので、報告いたします。

朗読は省略いたします。

ただいま報告いたしました印刷物の質問順序に従い、質問を許可いたします。

◇ 小 林 正 子 君

○議長（関 悦子君） 最初に、13番、小林正子議員。

〔13番 小林正子君登壇〕

○13番（小林正子君） おはようございます。

通告に基づいて3点質問します。

1点目、障がい者の医療費を子ども医療費と同じように病院窓口で無料化を求めます。

小布施町の福祉医療費給付事業の中で、子供の医療費については、ことしの8月1日から高校卒業の18歳まで病院の窓口で無料となりました。一旦窓口で医療費を払わなくてもよくなり、手数料300円はあるのですが、子育て中の皆さんから大変喜ばれています。

子供が8月に2週間入院しました。いつもだと20万円を用意しなければならなかったのですが、今回は手数料の数千円だけで済みました。とても助かりました。また、子供の様子を見ていてどこか調子が悪いなというとき、病院にすぐに連れて行って、いつでも安心して診察を受けることができる、重症化する前に軽いうちに治すことができると喜ばれています。医療費が窓口無料となったことで、保護者の金銭的な負担が軽くなったことはもちろん、子育てに安心できるとおっしゃっています。

子ども医療費の無料と窓口無料を議会で長年訴えてきた私も喜んでいますが、完全無料までいま一步、手数料も無料となることを望んでいます。この実現には国や県の就学前、小学生になる前まで無料などの政策を越えて、小布施町のように高校卒業まで無料のように、それぞれの市町村が国や県の政策を越えて実施してきたことも大変大きな実現の力になったと考えています。

さて、私はこの医療費窓口無料の経験を障がい者の皆さんにも及ぼしてほしいと願うものです。障がいのある方はなかなか会社に就職したり、ほかの会社員と同じ給料を得ることが難しく、収入が少ない低収入の方が多いのが現実です。親も障がいのある子の面倒を見てやらなければならないで、なかなかまともな収入を得られません。障がい者が生きづらい社会はこうした収入の面でもはっきりあるのが現実です。

私の周りでも通院や入院の医療費を払うのに四苦八苦している方がいらっしやいます。いろいろな病気にかかりやすいので、病院に通うことも多くなります。二重、三重に大変になります。福祉医療費給付事業はその大変なところを救済する大事な制度であります。そこで、

障害者の福祉医療給付も病院の窓口で無料になるように早急な実現を求めますが、答弁をお願いいたします。

○議長（関 悦子君） 林健康福祉課長。

〔健康福祉課長 林 かおる君登壇〕

○健康福祉課長（林 かおる君） おはようございます。

それでは、小林議員の障害者医療の窓口無料化についてにお答えしたいと思います。

福祉医療費給付事業については、平成30年8月受診分から、18歳に到達する年度までの子ども、障がい児、ひとり親家庭の子どもの医療費は、窓口で300円をお支払いいただき、残りの負担額は町が医療機関に支払う現物給付方式となりました。

障がいをお持ちの18歳を超える方については、医療機関の窓口で一旦自己負担金を支払い、300円の受給負担金を差し引いて、受診月の3カ月後に指定口座に振り込む自動給付方式がとられているところです。

町の福祉医療給付金については、制度の見直しを行うため、昨年7月に福祉医療制度に関する検討会を設置し、2回にわたりご協議いただきました。そして、窓口無料化の対象範囲については、乳幼児、児童・生徒、障がい児、母子・父子家庭において、18歳に達する日以降の最初の3月31日までとしました。また、負担金については300円が他市町村と比べても優遇されている点、また県にならって500円にした場合の受給者の負担増が懸念される点を踏まえ、現行の300円が適当であると検討会としての結論を受け、昨年9月、会議で条例の一部改正をしたところです。

町においては、県の福祉医療の対象年齢や所得要件を広げ、入院時の食事療法費の給付も加えるなど手厚い支援を図るとともに、子育てしやすいまちづくりとしての環境づくりを図ってまいりました。

ご質問の18歳を超える障がいをお持ちの方の医療費の現物方式、窓口無料化につきまして、国保のペナルティーを課せられることでの財政面の負担が大きいことなど、検討会での意見を踏まえ、今のところ現行どおり進めさせていただくことになっております。

以上です。

○議長（関 悦子君） 小林正子議員。

○13番（小林正子君） 子供の医療費については18歳までということなんですけれども、私の友人の子どもさんは小学校4年生のときに学校のブランコでけがをしまして、それで頸椎を、ブランコから飛びおりたときにブランコが頸椎に当たってしまって、それでけがをして、

現在はもう30歳を過ぎていますがけれども、本当にそのときのけがが元で障がいとなり、こういう福祉医療のほうからは現在は全然受けていない状態なんです。それはなぜかという、小布施町は18歳ですがけれども、長野県内でも中学卒業までというところが多いのが現実で、それ以後になると、福祉医療の対象から外れるわけではないんですけれども、福祉医療の対象は対象なんですけれども、現物給付じゃなくて、2カ月、3カ月たってから口座に振り込まれるという方法なんです。一旦は病院で払わなければならないということが現実なんです。その子どもさんを一生懸命介護している親御さんも大変子供のために頑張っているんで、収入もそんなにはありません。

そういう点でも、障がいになるというのはいつなるかわからないし、その障がいが本当にだんだんとは軽くなったりとか、いろいろな点で改善は少しずつは見られるんですけども、完全に仕事ができるとか、一般の会社に勤めるとかというまでには達していないのが現状なんです。

そういう点で、やはり福祉医療の立場から、この給付金制度が子どもの医療費と同じように病院の窓口でぜひ無料になるように、町長にお願いしたいんですけども、県のほうに会議に行くときに、こういう点でもぜひ、障がいのある方たちへの福祉給付をぜひ窓口無料にしてほしいということを訴えてほしいんですけども、その辺での答弁をお願いいたします。

○議長（関 悦子君） 林課長。

○健康福祉課長（林 かおる君） すみません、今小林議員の再質問についてお答えいたしたいと思います。

病院の窓口無料化ということですが、先ほどから申し上げているとおり、18歳までの障がいの子どもさんもそうですが、18歳の3月31日までの分については当然窓口の現物給付ということになります。

障がい者の関係につきまして、もし町が福祉医療費を現物給付したときの国保のペナルティーというものが相当な金額になってまいります。3カ月後に福祉医療としてはご本人のお手元に戻るといことでありますので、国に対して国保のペナルティーを払う金額というものの、町がそのリスクを負ってでも支払いするということが本当に果たしていいのかどうかというところは、今後また検討委員会とかそういうところで皆さんのご意見をお聞きして検討していかなければいけないものだと思っております。

ちょっとつけ加えるのであれば、例えば、ずっと入院されているとか常に高額である場合は、あらかじめ限度額認定をしていただければ、病院の窓口でそんなに高額のものを払わな

くてもいい制度もありますので、そちらのほうのご利用をお勧めしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（関 悦子君） 町長。

○町長（市村良三君） 私のところも今名指しをしていただきましたので、私のほうから答えさせていただきますけれども、小林議員初め議会の皆さんのご努力と私たちとが一緒に働きて、子どもさんの医療については無料化できたというふうに思っていて、大変私も喜んでおります。

今の障がい者の皆さんの問題でありますけれども、これも今、林課長から、やはりペナルティーというのは少しもったいな過ぎないかなというのが、かなりの高額になるというふうにお聞きをしておりますので、これをどういうふうにか考えるか。これは今、県に談判しなさいというようなことがありましたので、その辺を県にお聞きするとともに、検討委員会の皆さんにもお諮りをしながら、もう少し精査をしてまいりたいというふうに思っております。

おっしゃられていることはよくわかりますし、今後も本当に踏み入って検討させていただきます。

以上です。

○議長（関 悦子君） 小林正子議員。

○13番（小林正子君） 続いて、2点目に移ります。

国保税について質問します。

小布施町の国保税が高い、高いとよく町民の皆さんから寄せられ、私は議会でたびたび国保税の1万円引き下げを求めてきましたが、2億円ぐらいの基金は必要との町の姿勢により今日に至っています。

昨日、12月5日付の信濃毎日新聞に、長野県が発表した県下全市町村の国保税額が、小布施町が県下で一番高いとの報道がありました。私たちは何の説明もなく、ことしの国保税はこうなりましたとの一言で高い国保税を払わされていた、怒り心頭だよという電話をいただいたり、本当にそういう怒りの声をたくさん、きのうのうちにも本当に寄せていただきました。

信毎によりますと、小布施町の国保税1人平均11万8,946円、長野県の平均9万1,914円、その差2万7,032円。なぜそんなに小布施町の国保税は高いのか、まずはそこから答弁願います。

さて、もともと現行の国民健康保険制度がスタートした1960年ごろの政府は、国民健康保

険は被保険者、保険に入っている人、家族などに低所得者が多いこと、保険料に事業主負担がないことなどのため、どうしても相当額の国庫負担が必要であると認めていました。ところがその後、自民党政府は1984年の法改正で、国保への定率国庫負担を削減したのを皮切りに、国庫負担の抑制を続けてきました。会社員などが加入する協会けんぽや組合健保などでは50%が雇用主が払うようになっています。雇用主と雇われている人たちは半々の負担となっています。国民健康保険では国の負担が45%から38%、さらに30%へと削減され、その分、国保加入者の負担は倍にもなってきました。

現在、国保加入者は国民の40%にも上り、小布施町でも全世帯の45%が国保に加入しています。非正規雇用の労働者など、本来は雇っている経営者が支えるべき人たちを、企業が人件費のコスト削減のために健康保険対象外として国保に責任を負わせている部分も多くなっています。

全国知事会、全国市長会は、毎年国民健康保険への国庫負担の定率負担の増額を政府に要望を続けており、2014年には国費を1兆円投入して協会けんぽ並みの国の負担率にすることを政府と与党に求めました。私も全く同感で支持するものです。

そこで、私が今回求めたいのは、加入者への国保税の額を決めるのに当たって、所得割、資産割、均等割、平等割とあるうち、均等割、平等割の見直しであります。低所得者に対しては一定の減額があるものの、家族の多い家庭ほど、子供の数が多いほど国保税は高くなる、これが均等割の仕組みです。1人幾らと税金が計算される、これはまるで人頭税です。税の負担能力に関係なく、1人当たり幾らの税をかける、これは封建時代、古代の国の考えです。払えなければ奴隷になるしかない。現代では子育て支援、少子化対策にも逆行しています。全国知事会などからも均等割の見直しの要求が出されています。人間の頭数に応じて課税するという人頭税は、人類史上で最も原始的で過酷な税とされています。全国で平等割として徴収されている保険税額はおよそ1兆円とされています。国の公費を1兆円投入すれば、均等割、平等割をなくすことができます。

小布施町の国保会計では、29年度で均等割1億1,094万円、平等割5,461万円、合計1億6,555万円となっています。これをなくし、町の一般会計からの繰り入れと国保基金からの繰り入れで補って国保税を下げる。そして、ある部分は所得割の中に反映させるなどで均等割、平等割に反映させて、国保税そのものの負担を軽くすることは十分に可能と考えます。

3月議会で子どもの均等割の軽減を求めました。健康福祉課長から、可能かどうか検討するとの答弁をいただきました。今回、古代の人頭税に匹敵する最悪の税の決め方であるとい

う認識から、均等割、平等割そのものの廃止を求めますが、国に対して求めていくこと、小布施町として廃止する方向を示していただきたい。答弁を願います。

○議長（関 悦子君） 永井健康福祉課長補佐。

〔健康福祉課長補佐 永井芳夫君登壇〕

○健康福祉課長補佐（永井芳夫君） おはようございます。

ただいまの小林議員さんからのご質問にお答えいたしたいと思います。

まず、通告に基づきまして答弁をさせていただきます。

国民健康保険は、病気やけがのときに安心して医療を受けられるように、被保険者が保険税を出し合い、必要な医療費に充てて相互に助け合う医療保険制度です。国民健康保険は自営業の方や農業に従事している方、無職の方など、75歳未満で他の保険制度に加入していない全ての皆さんが加入します。

一方、協会健保は主に中小企業等で働く従業員やその家族が加入する医療保険で、被保険者が事業主から受ける毎月の給料の月額により、一定の幅で区分した標準報酬月額により保険料の額を設定しています。

国民健康保険税の課税の区分である均等割と平等割を協会けんぽ並みに廃止をとのご質問でございますが、国民健康保険は被用者保険である協会けんぽとは異なり、自営業や農業従事者の方だけでなく、無職あるいは年金生活者など低所得の方も多く加入される保険であることから、算定方法について同一視することはできないと、そのため廃止することはできないと考えています。

その理由といたしまして、国民健康保険税の課税は地方税法を根拠としています。当町では、応能分として被保険者の所得に応じて課税される所得割、被保険者の固定資産税に応じて課税される資産割があり、応益分として世帯の加入者数に応じて課税される均等割と世帯ごとに課税される平等割があり、これらを合わせて国民健康保険税として被保険者の皆様にご負担いただいています。

国民健康保険税においては、国保事業が医療費の負担について保険者を救済することを目的としたものであることから、一般的な税のように課税標準を設定し、納税義務者ごとに一定税率を乗じて税額を算定するといった方法はとられておらず、応能原則、応益原則がとられています。地方税法にはその応能、応益の原則を実現するための具体的な課税方式、小布施町では4方式を採用しています。そのほかに3方式として、応能分のうちから資産割を除いたもの、2方式として、3方式から応益分の平等割を除いたものが示されておまして、

当町も地方税法の規定に基づき4方式で課税をしているところでございます。

地方税法にない方式では、応能分、応益分の割合が原則5対5ということですが、一定の幅は認められている。その応能、応益分的一方をなくす方式をとることは違法の疑いが強く、不適切と考えているところでございます。

今後も国民全てがいつでもどこでも安心して医療が受けられる現在の国民皆保険体制が守られるよう、また、町民の皆様のご負担が増すことなく、安定した国保財政運営ができるよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（関悦子君） 小林正子議員。

○13番（小林正子君） 応能割、応益割をなくしてほしいという、現在、小布施町は4方式ですが、国保税法では資産割、平等割は自治体の判断で導入しないことも可能というふうになっていますよね。それで、均等割については法律で必ず徴収するよというふうなことが書かれていると思うんですけども、私は均等割というのは本当に、先ほどもちょっと説明したように人頭税じゃないか、一人一人の頭数で税金をかけるというのは、これは本当に古代からある税法に、税法というのか、税金の取り立てによってつくられたものであって、こういう古いものはもうやめなさいよというのが、これは全国知事会の方たちも同じ方向で要望を出しているんだと私は思っています。そういう点で、やはり文化の町小布施町としては、そういう古いものはもうやめましょうよという方向を出してもいいのではないかとこのように思います。

それで、協会けんぽ並みに収入に応じて国民健康保険税を支払っていただくという方向で、資産割、平等割についても、これはそれぞれの市町村が徴収しなくてもいいですよというものになっているというふうに思われます。そういう点では、やはり所得割ということが前提に行われていくのが私はいいのではないかとこのように思います。

そういう点で、再度、この均等割、平等割についての考え方も、やはり前向きな方向で検討する必要があると思うので、そういう点での答弁を再度お願いいたします。

○議長（関悦子君） 永井課長補佐。

○健康福祉課長補佐（永井芳夫君） ただいまのご質問でございますが、均等割、法定ということでご指摘いただきましたように、そのとおりでございます。ここら辺の考え方につきましては、小布施町でどうこうするということは、お答えは控えさせていただく必要があるかなというふうに考えております。

また、平等割についてですが、平等割につきましては、1世帯当たりの被保険者数が多い世帯の保険料額が重くなり過ぎないように、平等割というものを考慮して課税するという事になってございまして、多子世帯など、人頭税というお話ありましたけれども、均等割が余り大きくなり過ぎないように平等割というものが入れられているというふうに考えてございまして、これらをなくすというのは慎重にあるべきかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 小林正子議員。

○13番（小林正子君） ただいまの均等割、平等割について、これは国保審議会ではかけたことがありますか。こういう問題についても、それと資産割についても、国保審議会できちんと検討していただくという考えはないのでしょうか。その辺のところを再度答弁願います。

○議長（関 悦子君） 永井健康福祉課長補佐。

○健康福祉課長補佐（永井芳夫君） ただいまの国保運営協議会での検討ということでございますが、国保運営協議会において細かな記録、確認ができませんので、これまでの検討の経過等、すぐにお答えすること、申しわけありませんができません。

ただ、これから国保税の課税等につきましては、十分国保運営協議会と諮りまして検討をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（関 悦子君） 小林正子議員。

○13番（小林正子君） これから国保審議会にかけていくという点では、国保税が余りにも高いので、それをどのような形に持っていくのかという検討にかかっているということなのでしょうか。その辺のところを答弁をお願いします。

○議長（関 悦子君） 永井健康福祉課長補佐。

○健康福祉課長補佐（永井芳夫君） ただいまのご質問のとおり、国保税の課税額、これらについて慎重に検討してまいります。

○議長（関 悦子君） 小林正子議員。

○13番（小林正子君） 3点目の小布施橋への対応について質問します。

11月15日、小布施橋は朝から全面通行どめとなり、その後、小布施橋を管理する長野県の須坂建設事務所の応急措置により片側交互通行、そして通行止め解除となりましたが、現在も応急措置のままです。事故がなかったのは不幸中の幸いですが、大事な小布施橋にとってゆゆしき事態です。

新聞などで経緯など大きく報道されましたが、小布施町として、小布施橋通行止めに至った原因について、須坂建設事務所から受けた説明の内容を答弁ください。

また、修繕と補修について、小布施町と須坂建設事務所が合意した今後の対策について報告を求めます。

県は来年度、小布施橋の修繕計画を立てて、再来年度に工事を予定しているとの動向を把握していましたが、今回の事態を受けて修繕工事等が早まるのかどうか、現在の状態をそれまで放置されておかれるのか、きちんと答弁ください。

また、9月会議で小布施橋の老朽化と塗装剥離の状態を述べ、小布施橋の長寿命化の対策、塗装の塗りかえなど求めて質問しました。その際、須坂建設事務所に対して小布施橋長寿命化対策をしっかりと求めますと答弁いただきましたが、実際のところ、町として須坂建設事務所に対してどのような要望をし、それに対する須坂建設事務所の回答はどうであったのか、答弁ください。

○議長（関 悦子君） 畔上建設水道課長。

〔建設水道課長 畔上敏春君登壇〕

○建設水道課長（畔上敏春君） 小林正子議員の小布施橋の対応についてのご質問にお答えを申し上げます。

議員ご質問の中にありましたように、11月15日に小布施橋の一部損傷により全面通行止めとなり、多くの皆さんにご迷惑をおかけしてしまう事態となってしまう、改めて点検の重要性を感じたところでございます。

まず、1点目の原因と対応についてですが、経過としまして、11月15日の朝8時15分ごろ、小布施橋を渡っていた方から、小布施橋のジョイント、つなぎ目の部分に異状があるとの連絡が須坂建設事務所があり、須坂建設事務所では現地を確認し、9時20分に通行止めの判断を行っています。

損傷箇所は橋中央部付近の橋桁をつなぐ伸縮装置の一部で、通行止めの手配等により、実際の通行どめは10時40分に実施がされております。町では須坂建設事務所からの連絡を受け、10時12分と午後3時の2回、同報無線で全面通行どめの放送をするとともに、町ホームページにアップをし、また、フェイスブックに掲載をしてお知らせをしております。

全面通行止めの午後1時30分に建設事務所と設計コンサルタントが現地調査を行い、損傷部が伸縮装置の上部損傷のみで重大な損傷ではないことから、応急の補修により通行が可能との判断から、当面の間は片側交互通行を確保する方針で作業を行い、同日午後7時に作業

を完了し、片側交互通行ができるようになりました。これにつきましても町に連絡があり、午後7時30分、8時30分と翌日の朝6時10分の同報無線でお知らせをするとともに、町ホームページにアップ、また、フェイスブックに掲載をしてお知らせをしております。

さらに、須坂建設事務所では、片側交互通行実施後、スムーズな交通確保のために全面通行ができるよう対応を検討し、全面通行を行うため必要な敷き鉄板や看板、照明等の準備を進め、11月20日の夜間に工事を実施し、21日より全面通行ができるようになりました。

今回の工事はあくまでも仮復旧の補修工事であることから、現在早期に本復旧の補修工事ができるよう、関係部局との協議を進めていると伺っております。

先ほど議員のご質問の中で、平成31年度で計画をつくって修繕工事を行う、工事が前倒しになるかという趣旨のご質問がありましたが、これにつきましては単独での工事になるものと思っております。

本復旧までの間、現場は敷き鉄板によって段差があり、通行される方々にご不便、ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いをいたしたいところでございます。

2点目の、9月会議後の小布施橋の長寿命化についての県への要望、県からの回答についてでございます。

9月会議閉会後の9月25日、担当者レベルではありますが、須坂建設事務所との調整会議を行っております。その際には、須坂建設事務所から、小布施橋については現況の修繕対応により橋梁機能の長寿命化を図っていく旨の説明がありました。また、その後、一般質問の際にありました鋼道路橋の部分塗りかえ舗装要領案を持参し、議員よりの要望や安全対策を求める強い思いを直接伝えてきております。

須坂建設事務所、小布施町ともに、今回の伸縮装置の破損事故を踏まえ、より一層安全で安心な生活環境の整備について連絡、調整が必要だとも思っておりますので、ご理解、ご協力をお願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 小林正子議員。

○13番（小林正子君） 最初に、早期に本復旧の補修工事ができるよう関係部局との協議を進めているというふうに伺っていますということでしたが、この点については町のほうにどのように説明がされてきたのか。そういう点で、この本復旧工事、補修工事が、現在は鉄板を敷いた上を走っているんですけども、それをきちんとした補修工事がされるのかどうか、そういう点での説明というのはどういうふうになっているのか、その辺での答弁をお願いし

ます。

また、2番目の、道路橋のために、やはり一番大事なのは、連結部分でのさびがひどいというところで、そういう点でのさびの塗りかえというのはとても大事なことになってきているというふうに思います。そういう点で、県としては塗装の塗りかえについてはどのような考えを持っているのかという点で、どのようにお話があったのか、そういう点での答弁をお願いします。

○議長（関 悦子君） 畔上課長。

○建設水道課長（畔上敏春君） 再質問の1点目の伸縮装置の事故の関係でございますが、情報につきましては電話、またリアルタイムで、進展があるたびにメール等で連絡が入っております、それに基づきまして電話で確認等をさせていただいております。

また、本復旧の関係につきましては、直接こちらから建設事務所に伺ったり、建設事務所でも所長のほうから電話等が入りまして、その中で調整等を行ってきております。

本復旧の方法につきましては、伸縮装置の部品等がそろった段階で打ちかえを行いまして、通常と同じような平らな路面にする、そういうような形で修繕を行うというふうに伺っているところでございます。

あと、2点目の塗装部分のさびの関係ですが、これにつきましては、直接お伺いをしてお話をしたときには、9月会議でお答えをした内容と同じ対応での返事をいただいております。

しかしながら、平成26年から5年間のサイクルでの橋梁点検がここで1周をするという中で、官庁速報に掲載されているわけなんです、今回の5年間のサイクル、そういうものを点検の状況を見直しながら、次の2順目からの点検についての、損傷が起こりやすい部分についての点検要領を新たに検討をしてお示しをしていくというような形となっておりますので、引き続き議員からお話をいただいております塗装の関係、そういう今回の伸縮装置の関係につきましても、目に見えない部分でそういう事故、損傷が起こっておりますので、そういう部分につきまして、引き続き建設事務所のほうにお話、お願い等をしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（関 悦子君） 小林正子議員。

○13番（小林正子君） 須坂建設事務所は、小布施の地籍にある橋ですよね。この橋に対して須坂建設事務所がもうちょっと小布施に対してきちんとした対応をするべきじゃないかというふうに思うんです。もし何かあったときには小布施の住民の命にもかかわるし、また小布施に来られる方たちの命にもかかわるという状況になるので、小布施町としては、やはり

地方自治法にもあるように、住民の健康で安心して安全な町を、住民の皆さんの安心・安全な町にしていかなければいけないという小布施町としての特別の大事な役割があるんです。

そういう点での小布施町に対する役割の一つである小布施橋について、やはり須坂建設事務所、県のほうからきちんとした対応があって当たり前だと思うんです。それを電話とかメールとかでやっているというのは、私は責任回避じゃないかというふうに思っているので、やはり小布施橋に対してはきちんとした対応をするようにということを、町長、ぜひとも県のほうにも申し入れをしていってほしいと思うんですが、その辺のところをよろしくお願ひします。

○議長（関 悦子君） 畔上課長。

○建設水道課長（畔上敏春君） 議員より大変ありがたいお言葉をいただき、ありがとうございます。

本当に現在、情報のやりとりについては電話とかメールとかそういうものが増えてきておまして、face to face、本当に直接声を交わしてやることというのが少なくなってきたというふうに思っております。

当日、お話しする中では、どうしても対応が忙しくてということでその日はできなかったわけなんです、後日こちらのほうに来て、そういう具体的な対応とか打ち合わせるということもできたかと思っておりますので、その点につきましては、私としましてもそういうことをお願いしていない、向こうでも来られなかったというようなことを指摘をしなかった部分というのは反省すべき点だと思っておりますので、今後このようなことがないように、常に情報を共有しながら、また問題等、課題等があった場合には、顔を合わせながら、対応についてともに検討するような、そんなような体制をとっていきたいかと思っておりますので、よろしくお願ひをいたします。

○議長（関 悦子君） 市村町長。

○町長（市村良三君） 今、畔上課長の言われたとおりでありますけれども、私としても、建設事務所だけでなく、県の建設部とかに直接これから何うことにして、また次回、あるいはお目にかかったときにコメント、町の人への説明も含めて、きちんとしたお話し合いもさせていこうというふうに思っております。

以上です。

○議長（関 悦子君） 以上で、小林正子議員の質問を終結いたします。

◇ 小 西 和 実 君

○議長（関 悦子君） 続いて、4番、小西和実議員。

〔4番 小西和実君登壇〕

○4番（小西和実君） それでは、通告に基づきまして順次質問させていただきます。

1点目は、職員派遣研修等の必要性についてということで質問させていただきます。

小布施町の将来を担う人材の育成、教育という観点から、現在の取り組みがすぐれている他市町村や、町として学びを得たい他市町村への職員の派遣や人材交流など、あるいは国からの人材の獲得や派遣などが必要であると思われまます。

過去には横浜市との人材交流があったかと思われまますが、今後こういった派遣や人材交流をして、育成、教育という観点から実施していくことの必要性についてどう考えているでしょうか。

一般質問通告締め切り後に、1月26日以降の、11月24日の信濃毎日新聞に、下伊那郡高森町が、町外の民間企業2社との間で来年度から若手職員、社員同士の人事交流に向けて調整しているという記事がちょうど出ていました。記事によると、初めての試みで、若手社員の意識改革、能力向上を期待すると同時に、民間企業のノウハウをまちづくりの推進に生かしたい考えであると記載されておりました。人事交流の期間は年単位で、複数年にまたがる可能性もあるとのこと。このほか、国や県などとの人事交流も計画しているという記載がありました。今後も民間企業との協働が必要であり、若手職員の皆さんに、企業での職務遂行を通して民間感覚を吸収していただいて、視野を広げるなどといったことも必要ではないかということ念頭に置いた事業であるということ。です。

一般の例としてなんです。そういった記事もちょうど出ておまして、やはりほかの市町村でもそういうことを充実させていくべきだと思っているようではありますが、小布施町においては現在の育成、教育体制を踏まえながら、今後の方針について明示していただきたいと思います。

○議長（関 悦子君） 田中総務課長。

〔総務課長 田中助一君登壇〕

○総務課長（田中助一君） それでは、小西議員のご質問にお答えをします。

職員派遣研修等の必要性ということでございます。一言で言って全く同感だなという感じ

であります。

初めに、小布施町における職員派遣研修の状況につきまして説明をさせていただきます。

職員派遣につきましては、平成18年度から20年度までの3年間において、長野県へ3人、平成21年度、22年度、2年間におきまして、横浜市へ2人、平成25、26年度、2年間におきまして、八十二銀行のシンクタンクである長野経済研究所へ2人、最近では、平成29年度に長野広域連合へ1人の職員派遣を行いました。

逆に、長野県から小布施町へは、平成15年から20年度までの6年間で、それぞれ期間の違いはございますが6人、横浜市からは2年間でお一人の職員派遣がございました。

長野県や横浜市の派遣であります。市町村を包括する長野県や大規模な横浜市の事務事業を経験することで、組織のあり方や異なる視点での行政運営を行う他の市町村の事務を経験することで、町の事務事業に生かされるとともに、職員同士の交流ですとか、あるいは派遣先とのつながりが生まれることで、交流を通じて町の業務に生かされるというふうに考えております。

現在でも、小布施町に交流職員として2年間勤務いただきました横浜市の職員ですが、たびたび小布施町を訪れてイベントなどに協力をしていただいております。交流が続いておるところであります。

また、長野経済研究所での研修では、民間企業におけます組織運営や経済動向を学び、そこから得た知識や経験を町の事務事業や施策の推進に反映させようということで生かされているというふうに考えております。

このような派遣研修は行政職員として非常に大切なものと考えておりますが、限られた職員の中で、現在は職員を派遣するには至っておりません。

なお、毎日を他市町村で働くというような職員派遣、そういった研修とは異なりますけれども、人材育成という面では、現在早稲田大学マニフェスト研究所人材マネジメント部会に平成25年度から継続して毎年3名ずつ参加をさせていただいております。現在18名の職員がマネジメント能力向上の研修を受けております。

また、対話を通じ、小布施と東京から多様な仲間が集まる民間感覚を養う研修を目的としたインキュベーションキャンプにも、平成27年度から継続して毎年1名が参加しております。こちらのほうは、いわゆる派遣ということとはちょっと異なりますけれども、そういった研修もしているということでもあります。

国からの人材獲得、あるいは派遣につきましては、現在内閣府の地方創生推進室へ地方創

生人材支援制度による人材の派遣を希望しているところであります。

県や市町村の派遣、さらに人事交流につきましても、町の限られた職員数の中からとはなりません。将来の小布施町を担う職員の資質の向上、職員としての幅広い交流関係の構築のためにも、今後人材派遣、獲得、派遣ができるよう検討してまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（関悦子君） 小西和実議員。

○4番（小西和実君） 答弁いただきました内容に基づいて再質問させていただきます。

再質問の趣旨としては、非常に前向きにご検討いただけるような形であって大変ありがたく思っております。

少し前に、前唐沢町長の講演を伺う機会がありまして、町の職員の皆さんもお聞きになっていたようなんですが、中身としては、県に派遣されたところでいろいろと学んだことを町政に生かしてきたということでありました。そういった点からも、広くやはりいろいろなところで経験したことを生かしていくということも重要でありますし、そういったところでの1つ得たものというものが一つの自信につながって、業務に自信を持って取り組むことができるという面もあると思います。

また、先ほど答弁にもありましたが、やはり教育の面から外に出ていただくことも必要でありますし、外部の人材を獲得していく、あるいは知恵を獲得していくということも非常に重要であるということ、答弁いただいたとおりであると思っております。

再質問という形なんですが、念を押して、そのあたり強く推進していただくということを回答としてしっかりいただきたいなということで再質問なんですが、お願いいたします。

○議長（関悦子君） 田中総務課長。

○総務課長（田中助一君） それでは、再質問にお答えいたします。

先ほどもお答えしましたとおり、本当にどんどん進めてまいりたいという気持ちであります。ただ、この中でやはり気をつけていかなければならないというのは、小布施町の職員数限られておりますので、できれば交流のような形で、人数が減らないようなことを考えながら、あるいはそうなりますと相手方とのやはり交渉ですとか、そういったことも必要になると思います。そういったことに心がけてまいりたいと思います。

なお、やはりこういったものが一番生きる場所はどこかといいますと、やはり小布施町

がこれからいろいろな面で変わらなければならないというときに、ほかのところはこういうことができていたというような形で非常に生きてくるというふうに考えておりました、今後、働き方改革ですとかいろいろな改革がありますけれども、そういった面でどんどん生かしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（関 悦子君） 小西和実議員。

○4番（小西和実君） それでは、2点目に移らせていただきます。

国内外の都市などと姉妹都市の締結はということで質問させていただきます。

今の時代はインターネットやSNSを通じて、日本にいながらにして世界のあらゆる国々の方々とつながりを持つことができます。しかし、実際に対面して言葉を交わすといった交流にまさるものはありません。小布施町が国内の魅力ある自治体、あるいは海外の魅力ある都市や市町村などと姉妹都市の提携を結ぶということも、小布施の魅力をつくっていく上ではよい取り組みになるかと考えられます。

市村町長は4期目の出馬の際に、選挙告示日の第一声の中で、小布施町はかつてのマニラ、香港のようなアジアの真珠を目指す、また交流のまちづくりを進めていくと演説されました。グローバルな視点から、現在のように通信技術も進歩している時代においては、比較的簡単にコミュニケーションをとることができ、海外との姉妹都市提携なども十分視野に入れていくことができると思われます。

これからの小布施町のまちづくりにはこういった発想の取り組みも必要であると考えられますが、現実的な実施可能性、必要性について、現在の考えを明示してください。

○議長（関 悦子君） 西原企画政策課長。

〔企画政策課長 西原周二君登壇〕

○企画政策課長（西原周二君） 国内外の都市などとの姉妹都市の締結はというご質問につきましてご答弁をさせていただきます。

現在小布施町では、幾つかの国内外の市町村と友好協定覚書を締結させていただいております。平成23年10月28日に、ドイツ連邦共和国チュウリンゲン州プンパルツ協議会及び同協議会を構成し協定に賛同いただいた4市1町とウオーキング事業の取り組みを柱とした友好協定を締結しております。また、平成8年5月1日には墨田区と小布施町との友好協力に関する協定を締結し、北斎関連事業や都市農村交流等の友好関係を基盤として、防災等の広範な分野にわたった友好協力を進め、住みよいまちづくりと繁栄に寄与することとしています。平成24年には、町のブランドとして栽培されている英国産クッキングアップル、ブルムリー

の普及活動を行うことを、ブラムリーの発祥の地として知られているイギリス、サウスウェールズと覚書を交わしています。

姉妹都市提携という形で締結している市町村は国内外にありませんが、協働と交流のまちづくりや若者会議、HLABの開催といった特色ある取り組み、議会改革の先進的な取り組みを視察されるため多くの市町村が小布施町を訪れていただき、小布施町議会の視察交流がきっかけとなった北海道東川町の職員さんも10月に小布施町を訪れていただき、新たな関係性も築かれております。議会活動のお力もいただき、多くの市町村からお声がけをいただいたり、交流をさせていただいたりしております。

議員ご指摘のとおり、グローバルな視点で世界とコミュニケーションをとっていくことは重要と考えております。グローバルな活動をされている企業や大学とも連携した事業を推進していますし、HLABを開催することによるグローバル教育も取り入れております。語学力を含め、職員のグローバルな対応力も必要になってきております。

姉妹都市提携をすることの考えですが、姉妹都市提携をするために活動するというようなことは考えていませんが、さまざまな事業を連携していく中から、姉妹都市提携のお話がいただけるのであれば、締結していくことはあると思っております。

以上でございます。

○議長（関悦子君） 小西和実議員。

○4番（小西和実君） 答弁いただきまして、いろいろ交流は行われているということで非常に、それも存じておりますが、素晴らしいことであると思っております。

趣旨としては、やはり交流が重要であるということと、締結そのものにこだわっているわけではないんですが、やはりいろいろつながりをつくっていくということ、今されているようなんですけれども、そういった仕組みも使いながらやっていかれてはどうかかなというところをちょっと提言させていただいているところであります。

先ほどと同じように信濃毎日新聞なんですけど、11月28日に、これも直近なんですけど、長野市の件が記載されておりました。長野市から姉妹都市のアメリカ、フロリダ州クリアウォーター市に派遣された長野市立長野高校の生徒5人が、市役所で加藤久雄市長らに帰国の報告をしたという記事が掲載されておりました。生徒たちは合計11日間の学びを得たと記載されておりました。派遣は国際感覚を養うことなどを目的に二十数年前から行われているということです。生徒たちは10月20日から30日に現地を訪ね、ホームステイをして現地の家族と交流、また、現地の高校生と一緒に授業を受けたということです。その体験を通じて、現地の

食文化の違いや英語で積極的に話す大事さを学んだということが記載されておりました。

こういった形でなんですけれども、これは生徒さんの教育というところでの効果だとは思いますが、実際にリアルな世界を体験するという上では、こういった高校生の派遣なども重要な取り組みではないかということを思います。

現在、小布施町でも、お話しいただいたようにH L A Bのサマースクールもありますが、こちらでは学問のリベラルアーツの重要性を教えることができ、それ自体はとても素晴らしいことなんだと思いますが、それだけではなくて、実際に現地に行って生活をして、その国、その土地の空気に触れること、現地の人と交流をすることが重要な体験であると感じております。素晴らしい人の体験談を聞くことであったり、教えてもらうことというその受動的なセミナーだったり講演だったり、今このサマースクールというものが疑似的な体験、間接的なものであるとすれば、実際に現地を訪れること、ホームステイを体験することは能動的なことであり、まさに本当の意味で直接じかに世界を体験すること、本当の体験であるということが言えると思います。

もちろん、先ほどのサマースクールであったりとか人の話を聞くということも、もちろんとても重要で貴重な体験であると思いますが、実際にやはり自分がそこにいるということがひとつ重要なことなのかなということで、こういった体験を小布施の子供たちにもぜひ体験していただきたいなということを思いました。

そういったところも踏まえてなんですけど、積極的な取り組みを自分たちではしていくということはないのかなというところもちょっと、できればしていただきたいなと思いますし、それも実現可能性というものもありますので、どう捉えられるかと、もう一度答弁いただきたいんですが、お願いいたします。

○議長（関 悦子君） 西原課長。

○企画政策課長（西原周二君） 再質問に答弁させていただきたいと思います。

小布施町におきましても、花のまちづくりで町民の皆さんに海外研修をしていただいた時期がございます。また、中学生も海外派遣をしていた時期がありましたが、アメリカの同時テロ以降、中止をしているような状況であります。議員ご指摘のとおり、現地で実際に学んでくる、体験してくるということは非常に重要なことかと思っております。

今後、そういった事業もぜひ企画していきたいなと改めて考えた次第であります。よろしくお願いいたします。

○議長（関 悦子君） 以上で、小西和実議員の質問を終結いたします。

◇ 大 島 孝 司 君

○議長（関 悦子君） 続いて、12番、大島孝司議員。

〔12番 大島孝司君登壇〕

○12番（大島孝司君） 通告に基づき順次質問をいたします。

1点目に、持続可能な開発目標、SDGsの当町の取り組みについて伺います。

2015年9月、国連において、持続可能な開発のための2030アジェンダが採択され、持続可能な開発目標、SDGsが示されました。2016年から2030年の15年間で達成するために掲げた目標であります。

国はSDGs推進本部を設置し、実現に向けた取り組みを進めています。その中で、自治体におけるSDGsの推進は自治体の一層の活性化や地方創生につなげていけるとし、必要不可欠としています。

長野県もSDGs未来都市として平成30年6月に選定されました。SDGs未来都市とは、持続可能な都市、地域づくりを目指す自治体を選定し、政府として予算もつけてサポートしていこうという取り組みであります。

長野県ではしあわせ信州創造プラン2.0、長野県総合5カ年計画の推進に当たり、世界的な課題であるSDGsを意識し、誰ひとり取り残さない持続可能な社会づくりに取り組むとともに、SDGsの理念を信州から世界に発信しますとしています。

そこで、当町のSDGsの推進に向けた取り組みについて伺います。

1として、SDGsは17の大きな目標と169のターゲットで構成されていますが、当町ではどの目標に重点を置いていくのか伺います。

17の目標には、1番目の貧困をなくそうから始まって、17番目のパートナーシップで目標を達成しようまで広範囲にわたっており、貧困や飢餓の根絶、質の高い教育の実現、女性の社会進出の促進、再生可能なエネルギーの利用、経済成長と生産的で働きがいのある雇用の確保、強靱なインフラ構築と持続可能な産業化、技術革新の促進、不平等の是正、気候変動への対策、海洋資源の保全、陸域生態系、森林資源の保全などがあります。経済、社会、環境の課題を統合的に解決することを目指すSDGs達成に向けた取り組みが、今各自治体で始まっております。

2として、目標に対し、その達成状況が見える化する必要があると思いますが、どのように見える化していくのか伺います。

3として、国の情報支援として地域経済分析システムの活用を推進していますが、利用する考えはあるのか伺います。

4として、国の人材支援として、小規模市町村に意欲と能力のある国家公務員や大学研究者、民間人材を派遣する制度として地方創生人材支援制度がありますが、この制度を活用する考えはあるのか伺います。

5として、国の財政支援として、30年度予算では地方創生推進交付金1,000億円、まち・ひと・しごと創生事業費地方財政措置1兆円がありますが、財政支援に対する町の考えを伺います。

6として、財政支援として、地方創生応援税制、企業版ふるさと納税の制度について、町はどのように取り組んでいくのか、その目標を伺います。

現在、県内で行っているものとしては、長野市でことしの8月から開始した地域固有の自然景観を生かした動物園再整備による地域活性化計画、目標金額2,000万円、また、ことし6月から開始したパラスポーツを軸とした地域活性化プロジェクト、目標金額77万8,000円、また、信濃町では、2016年6月から開始した森林セラピー歩道バイオマストイレ施設整備、ことしの目標金額60万円などがあり、また、けさの新聞では、白馬村が白馬観光を担う人材育成として目標金額200万円を年内に開始するとのこととあります。

当町の企業版ふるさと納税に対する見解を伺います。

以上6点について、SDGsの取り組みに対する当町の見解を問います。

○議長（関 悦子君） 市村町長。

〔町長 市村良三君登壇〕

○町長（市村良三君） 皆さん、こんにちは。

傍聴の皆さん、早朝からありがとうございます。お礼申し上げます。

今、大島議員からSDGsについて関連事項として6つほどいただきました。そのご質問にご答弁を申し上げます。

議員から今ご説明をいただきましたように、2015年9月に国連サミットにおいて、我々の世界を変革する持続可能な開発のための2030アジェンダが採択され、17のゴールと、その下位目標である169のターゲットからなる持続可能な開発目標、いわゆるSDGsであります。これは、2000年に国連で策定されましたミレニアム開発目標の後継と

して作成された、先進国を含む2030年までの国際社会全体の開発目標であります。

誰ひとり取り残さない社会の実現を目指し、経済、社会、環境をめぐる広範な課題に総合的に取り組むことを目標としております。また、あわせて、将来世代の欲求を満たしつつ、現在世代の欲求をも同時に満たすという大変難しい目標のための17のゴール目標というふうにされております。

大変、幸いなことに、小布施町は議員各位初め町民の皆さんの意識の高さや行動力の強さなど、皆さん方のおかげさまで、町外の若い皆さんや、今ご質問のSDGsを目指していく団体、あるいは企業の注目を大変集めておりますし、何らかの行動を起こす新しい動きも起こりつつあります。かなりその中でSDGsというのは常識化しつつあるということでもあります。

さらに、現在協定を結んでいる2つの大学のほかにも、幾つかの大学からもSDGsを含むオファーをいただいております。例えば、この春設立された長野県立大学などでも小布施に注目をしていただき、有力な企業と町を結んでくださり、この小布施町では、規模は小さいとはいえ、SDGsを念頭に置いての未来設計に取り組んでもいただいているところであります。

2年前に政治公約させていただいた9つの重点目標、そして、それを受けて29年度、30年度の重点事業などでも、たった今、もちろん重要であります、これから将来と言えるような5年後、あるいは未来と言える10年後、20年後も見据えているものとしております。

そして、それを実現していくために、現在町職員の皆さんや、あるいは町内外の若い皆さん、あるいは議員の皆さん、さらには町内外の企業の皆さんなどとも一緒に進めている7つほどのプロジェクトは、いずれもSDGsの13番目に当たる気候変動に対する対応、それから、14番目に置かれている海洋資源の保全という部分は、ちょっとなかなか小布施では難しいのではないかという判断をしまして除いて、ほかの15のゴールについては、小規模とはいえ、SDGsの目標と通底している動きと考えております。

例えば、自殺対策というちょっと大仰な名前がついておりますけれども、お弱い方にも本当に優しいまちづくり、議員からもいろいろなご意見をいただいておりますけれども、これはSDGs目標の1、2、3とつながっておりますし、2つ目の職員の皆さんの働き方改革では8につながっております。これは町内企業でも極めて精緻に行っているというふうに思っております。

それから、3つ目の地域メディアの新しい構築については、目標の9、インフラの部分に

連動すると思います。

さらには、4つ目のプロジェクト、小規模自治会、あるいはコミュニティというものをどうしていくか、これは今後の土地利用の問題も含まれますけれども、まさに11番目の持続可能なまちづくりというのにかかわっていくであります。

それから、5つ目の新しい農業経営体の構築では、目標12、持続可能な生産、消費を目指せというようなところに結びついてくるかというふうに思います。これは県のほうでもスマート・テロワール構想というような人口30万から70万人ぐらいの、つまりここで言えば北信地域の自給自足圏を目指すというようなものとも通底してくるものというふうに思います。

それから、6番目の国道403号の改修では、もうこれまで車一辺倒であった国道を、人と車の共存、あるいは車そのものを制御するという、まさに11番につながっているというふうに思います。

また、7つ目の再生可能エネルギーでありますけれども、これは緒についたばかりでありますけれども、7の目標と全く重なっております。

この目標7と再生可能エネルギー、そのほかの14項目もそうではありますが、恐らく町民の皆さん、あるいは小布施町内の企業の皆さん、一町だけではなかなか難しいこともあり、近隣市町村、あるいは町外企業とのパートナーシップが不可欠であるというふうに考えております。そして、この外部とのパートナーシップが重要であるというのが、このSDGsの17番目の目標とも共通をしております。

このように、規模は小さいですけれども、小布施町は現在SDGs、15の目標については、その一步を歩み始めているというふうに考えているところであります。

次に、2点目の、目標に対してその達成状況の見える化ということについてでありますけれども、国連総会でもSDGsの進捗を測定するためには指標が必要というふうになっております。国に対するこの町のあり方を訴えていくためにも、そういうことは必要であろうというふうに思います。

現在、小布施町においては、先ほど来の事業はいろいろ進めておりますが、それを全体的な明確な達成状況を測定するための指標というものを設定しておりません。このたびの大島議員からのご質問をいただいたのをよい機会として、例えば今後改定する1年後でありますけれども、まち・ひと・しごと創生総合戦略や、2年後であります総合計画の中で、SDGsで目標とした17の目標、169のターゲットを十分に視野に入れながら、そういうものの利用をしながらきちんと明示化していくということを考えております。

それから、先ほど少し触れましたけれども、長野県立大学ソーシャルイノベーションセンターと協働し、小布施町で持続可能な開発目標も関係したオープンイノベーションの場を構築する取り組みも始まっております。オープンイノベーションというのは皆さんご案内のとおり、異業種、異分野の連携による新しい価値の創造の場という意味であります。これらの取り組みの中からも、指標の設定についても長野県立大学のご指導もいただきたいというふうに思っております。

3点目の、国の情報支援としての地域経済分析システムの活用についてであります。地方創生のさまざまな取り組みを情報面から支援するため、経済産業省と内閣官房、まち・ひと・しごと創生本部事務局が平成27年度から提供しているシステムで、小布施町でも各係を中心に15のアクセス権限を所有させていただいております。地方創生推進交付金の申請時にももちろん活用させていただいておりますが、町の事業全般に十分活用し切れていないというのも実情でございます。昨年には経済産業省の職員にお越しをいただき、操作説明会も開いておりますが、今後さらに有効活用できるようにしてまいらなければならないと考えておるところであります。

4点目の、地方創生人材支援制度についてですが、これは3点目、これは有効活用するためというところでは重なる部分もあるかと思っておりますけれども、9月28日付で内閣府地方創生推進室より、地方創生人材支援制度による人材の派遣を希望する市町村についての照会がありました。来年度を最終年とするまち・ひと・しごと創生総合戦略の総括や、次期計画の策定準備や、複雑、多様化する行政課題を解決するため、国家公務員の派遣がかなうのであればということで小布施町は手を挙げさせていただいております。

11月30日、希望している全国の36市町村が公表され、長野県では唯一小布施町だけございました。派遣希望者の応募、マッチングということが行われるわけですが、これは双方の希望が合わないと実現しません。ですけれども、私はかなり希望を持っているところがございます。

5点目の、地方創生推進交付金やまち・ひと・しごと創生事業費の財政支援に対する町の考え方や行動でありますけれども、まず、地方創生推進交付金は3つの部分で今利用させていただいております。飯綱町との連携事業として平成28年度から5年間、これは主として教育を目的としたものでございます。それから、町単独として、平成28年度から3年間の日本版ナパバレー構想、地域商社による農業と地域づくり一体化事業、これは主として地域商社たるべく振興公社にその焦点を置いて利用をさせていただいております。それから、平成29

年度から3年間のサテライトオフィス誘致による地域コミュニティ活性化事業で、交付金事業の決定を受けているところであります。

一方で、もう一つのまち・ひと・しごと創生事業費というのは、内訳や積算が示されない地方財政計画の歳出に枠計上される費用、つまり地方創生を全面的にやっていけば、およそ1兆円ぐらいかかるというような枠組みの費用であって、それ自体が地方に交付されるものではありません。私たちは地方創生推進交付金について、できる限り積極的に活用できるように事業を組み立てていくことが重要だろうというふうに考えております。

それから、6点目の地方創生応援税制、企業版ふるさと納税についてであります。平成28年6月会議及び30年3月会議において小淵議員からもご質問をいただき、その都度実施に向け検討していると答弁させていただいておりますが、現在は申請には至っておりません。一般のふるさと納税はなかなかおかげさまで、いろいろな形でご納付いただいて有効に利用させていただいているところであります。

ですけれども、ここへ来て、国道403号の道整備事業、これが大きく動き始めましたので、道、道路だけではなく、その周辺のまちづくりということで、このふるさと納税企業版を利用させていただきたいと、名乗りを上げたいというふうに考えております。

ただ、企業版ふるさと納税、一応の期限が平成31年度までの制度というふうになっております。総務省の上席サイドでは今後も続けるということをおっしゃっておりますけれども、事務レベルで制度延長が本当にしっかりと継続されているかということも確認していきながら、平成31年度以降の認定を目指し、準備を十分に今進めているところであります。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 大島孝司議員。

○12番（大島孝司君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、SDGsの目標に対し、その達成状況が見える化するということでもあります。今後、その指標の設定を検討していくというようなことでもありますけれども、また見える化もしていくというようなお話でございました。具体的にどのように見える化するのかということをもまず1点目、お聞きいたします。

それから、2点目として、地方創生人材支援制度についてであります。この長野県で小布施町だけが名乗りを上げたというようなことでもあります。町としてはこの人材に対してどんな役職で、何をさせ、なぜ、どのようにというような5W1Hについてお伺いいたします。

それから、3点目といたしまして、企業版ふるさと納税につきまして、国道403号道整備

事業が大きく動き出したというようなことで、ここに企業版ふるさと納税を持っていくというようなお話でございました。期限もあることでありますけれども、来年度、一応目標として目指しているのは、来年度何月ぐらいを目標として目指しているのか、お伺いいたします。

以上3点、お願いします。

○議長（関悦子君） 市村町長。

○町長（市村良三君） まず、SDGsの見える化でありますけれども、これまで体系的なものをつくっていなかったと申し上げました。来年、再来年に予定されておりますまち・ひと・しごと創生総合戦略や総合計画の中で、まずは町民の皆さんに見える化をしていきたいと思っておりますけれども、その前に、17の目標はわかりますけれども、169のターゲットについてももう少し精査をして、今自分たちが行っている事業とどこがどういうふうにリンクしていくかというのを、ちょうどよい機会ですので、2つの戦略、計画の前に整理をしていきたいというふうに思います。

それから、2番目の、人材に何を期待するかということでもありますけれども、どうしても縦割りになりがちな町行政組織の中に、やはり横串を通していただくということが一番の目的だろうというふうに思います。その上で、今行っております業務改善、あるいは働き方改革などについても、国の方針とかそういうものに沿って、なおかつ柔軟な目線でやっていただけるような人材をお願いをしているところであります。

それから、申請でありますけれども、企業版ふるさと納税ですけれども、31年1月に申請をさせていただいて、4月以降、どれだけの企業がお応えいただけるかわかりませんが、できるだけ小布施町の取り組みを詳細にお話をする中で、ふるさと納税企業版のご寄附を日本全体をお願いをしていくつもりにしております。

以上であります。

○議長（関悦子君） 大島孝司議員。

○12番（大島孝司君） それでは、2点目の質問をさせていただきます。

2点目の質問といたしまして、小・中学校の夏休み延長について伺います。

長野県の小・中学校の夏休みは全国的に見てかなり短いとのこととあります。ことしの小・中学校は平均27.4日、他の都道府県では30日以上が一般的とのこととあります。

県教委は11月19日、夏休み期間のあり方検討委員会で、公立小・中学校と県立高校の夏休みを延長する方向で市町村教育委員会や各学校に検討を促すと決定いたしました。延長の日数の目安は示さず、各学校がそれぞれの実情に合わせて決めてもらう方針とのこととあります。

す。小布施町の小・中学校の夏休み延長に対する見解を問います。

1として、栗ガ丘小学校、小布施中学校、それぞれ何日夏休みを延長する考えか伺います。

2として、段階的に延長するのか、一度に延長するのか伺います。

3として、年間の授業時間数の確保はどうするのか伺います。

4として、共働き家庭の子供の居場所づくりはどうするのか伺います。

12月1日の新聞では、長野県松川町の夏休みの延長に対する受け皿についての記事がありました。来年度の小学校の夏休みを5日間増やし、夏休み延長に伴う保護者の負担軽減や子供の居場所づくりを目的として、児童の学びの場チャレンジスクールまつかわを設けるとのことです。夏休み中の18日間の開催で、期間前半は英語などの検定試験に向けた学習をし、後半は地域の歴史を知るための史蹟めぐりなど、計6講座を予定しており、参加は無料とのことです。

5として、小学校では2020年度から英語の教科化が全面実施され、授業の過密化が予想されますが、どのように対処するのか伺います。

6として、生徒会活動や部活などがないがしろにされないか伺います。また、音楽会や運動会などの学校行事に支障はないか。音楽会や運動会などはしっかりと練習してこそ充実した音楽会や運動会になりますが、練習時間など十分にとれるのか伺います。

7として、幼稚園、保育園への波及はあるのか伺います。

以上7点について、夏休み延長に対する当町の見解を問います。

○議長（関 悦子君） 中島教育長。

〔教育長 中島 聰君登壇〕

○教育長（中島 聰君） ただいまの夏休みの件にお答えいたしたいと思います。

まず、小・中学校の夏休みの延長に関するご質問ですけれども、本年度の長野県内の小・中学校の夏休みは27日程度でした。私どもの栗ガ丘小学校は28日、小布施中学校は27日ということで、ばらつきはありますけれども、全国のほかの県と比べると、おおむね10日から2週間程度短いということになっています。それから、冬休みは、栗ガ丘小学校は12日、小布施中学校は11日で、こちらも全国と比べて1日から2日くらい短くなっています。ただ、春休みというのがありまして、春休みは栗ガ丘小学校は21日、小布施中学校は20日で、全国と比べて、これは1週間から10日ほど長くなっております。

長野県にはかつて農繁休業、それから寒中休みというのがありましたけれども、それが夏休みを短くしている理由の一つだったのかなと考えます。ただし、週休2日制の導入などに

よりまして、授業時数の確保のために、現在はこの休みはとっておりません。

このような中、ことしの夏の猛暑によります熱中症被害を重く見ました文科省が8月、子供の健康を最優先し、暑さに応じて臨時休業日を設けたり夏休み期間を延長したりするなどの対応強化を求めました。これを受け、長野県の教育委員会では、長野県の夏休み期間のあり方検討会というのを立ち上げまして、これは新聞報道だけなんですけれども、10月と11月の2回会議を開催し、夏休みの延長という方向を示したということで、公式な通知はまだ来ておりません。新聞報道等以外の詳細な情報は今のところありませんので、それを踏まえての答弁ということになります。

まず、第1点目の、何日休みを延長するのかという考えなんですけれども、小布施町におきましては、いわゆる猛暑対策としての教室のエアコン設置というのは2年前に完了しております。それから、年間授業数の確保ということもありますので、小・中学校とよく協議をした上で慎重に対応してまいりたいと考えております。

2番目の、休みを延長するにしても、いきなり来年から何日というのは現在のところ難しく、これは段階的になると、こう思っております。

3番目の年間の授業時間数についてですけれども、基本的には現状を維持したいと思っております。よって、夏休みをもし延長するということになりましたら、春休みを短くするというような対応で全体の時間数を確保できるのではないかと、こう思っております。

4番目の共働き家庭のお子さんの居場所づくりにつきましては、現在でも放課後児童クラブや子ども教室等開いております。夏休み中も開いておりますので、そのことに加えて、県教委が言うように、地域の中での探究的な学び、これも現在やっておりますが、それをさらに深めるというような取り組みを検討してまいりたいと、こう思っております。

それから、5番目の、小学校における英語科全面実施による授業の過密化ということに関してですけれども、文科省は2020年度から英語科全面実施としておりましたけれども、小布施町は既に今年度から2年前倒しで実施しております。小学校の5年生と6年生は英語の授業として年間70時間、週に2時間ですけれども、行っております。3、4年生は、これは授業ではなくて英語活動として年35時間、週1時間実施しております。5、6年生につきましては、昨年度の35時間から70時間にふえましたので、水曜日の今まで5時間だったものを6時間にして、1マス追加して対応しております。

それから、6番の生徒会活動や部活動への影響とのご質問ですけれども、これは基本的には日数も時間も減らさないという現在の取り組み方法でありますので、実際の影響はないと

思いますけれども、現在取り組んでいる学校行事や活動などの精査とあわせて総合的に検討し、児童・生徒にとって無理がなく、有意義な時間配分となるよう、小・中学校と協議をしてみたいと思います。

それから、7番目の幼保への波及ということでありまして、保育園については基本的には波及はありません。幼稚園は今までも小・中学校とほぼ似た運営をしておりまして、幼稚園につきましては小・中学校と同様に今後検討してみたいと思います。

夏休みの期間というのは学校の設置主体である小布施町教育委員会が定めるということになっておりますけれども、学校現場におきましてはもう既に来年度の年間予定を検討しているという時期にもなっております。小・中学校とよく話し合いを行い、また共通の教科書を使用している須坂、高山、小布施という須高地区の教育委員会とも連携をとりながら、学校現場で混乱が生じないように、慎重な中でもスピード感を持って対応してみたいと、こう思っております。

以上であります。

○議長（関 悦子君） 大島孝司議員。

○12番（大島孝司君） それでは、再質問をさせていただきます。

ただいまの答弁の中で、学校現場では来年度の年間予定を検討し始める時期にもなっているということで、もう既にその時期になっているわけですが、来年度4月からということで、もうあと来年度の開始が4カ月ほどの中であります。それに対して、夏休みの休日数、この延長する日数については慎重に対応したいという今のこういう態度ですが、それで間に合うのかどうかということをまず1点。例えば松川町のような例ですと、もう5日間延長するともう具体的に示している町村もあるわけでありまして。それについて1点。

それから、もう一点は、波及する部分についてですが、幼稚園については小中とあわせて検討していくと。また、保育園についてはないというただいまの答弁でありました。今、幼稚園は認定こども園というようなことで、幼稚園と保育園の差というのがなくなっているわけですが、これがなぜ幼稚園では検討する余地があつて、保育園ではこれが検討する余地がないのか、その辺についてお伺いいたします。

○議長（関 悦子君） 中島教育長。

○教育長（中島 聡君） ただいまの再質問ですが、小・中学校の年間行事というのは、例えば、スポーツの大会とかいろいろなものが、年間にずっと行事が組み込まれているわけでありまして。各種の音楽会も全てそうでありまして、どこかを、例えば夏休み一挙に仮に

5日延長すると、どこかの休みを減らさないと授業ができないと、こういうことになって、それから、県とか市町村とか北信とかというところで全部調整しないと、今まで組んでいた行事がどこかへ飛んでいってしまうので、これは簡単に、松川町は5日延ばすと言われておりますけれども、私どものところでは簡単には、一挙に私どもだけが延ばすというふうなことは現状ではできないなと今は思っています。

おおむねのところ、大体年間行事というのはずっと組まれてしまっておりますので、それを順次、この行事をじゃ、どこへ動かして、この行事をどこへ動かして、そこで増やして、増やしたところで何を入れてくるかというのを近隣とも調整しないと、須坂市は全体的に県の大会はここで組んでいるけれども、小布施町はそれは組めないと、こういうふうにもできないので、具体的に言うと、来年度は大変もう難しいと私は思っております。

これはもともとが暑さ対策の夏休み延長ということなので、先ほど申し上げた2年前からもうエアコンは設置されていると。全体的には10%未満しか都市部も含めても設置されていないエアコンが、当町では小・中学校に少なくとも普通教室には全部入っていると、こういうこともありまして、余り急いで調整してやるという必要は今のところないのかなというのが本当の姿勢であります。

そうはいつでも、ほかの市町村で当然エアコンつけよう、つけようとしていますが、業者がそんなに一挙に間に合うわけがないので、エアコンは使わない、夏休み延長してどうするかという話があって、私どももそれについて、じゃこの行事はここで動かしてと決めながら順次増加させていくものだと、こういうふうに1番目のものは思っております。

2番目の幼保の対応の違いということなんですけれども、極端に言って、保育園はもう基本的に年がら年中保育をやっていると。認定こども園は保育園部門と幼稚園部門を両方抱えているので、その幼稚園部門というものは主に小・中学校と歩調を合わせている、保育園部門というのは、これは保育園と同じなので、これは年がら年中保育をしている、こういうことになると、こう思います。

以上です。

○議長（関 悦子君） 以上で、大島孝司議員の質問を終結いたします。

◇ 小 林 茂 君

○議長（関 悦子君） 続いて、7番、小林 茂議員。

〔7番 小林 茂君登壇〕

○7番（小林 茂君） 一服してゆっくり質問をすべきかというふうに思っておりましたが、ご指名でございますので、質問をさせていただきます。

健康増進法の一部を改正する法律に伴う町の受動喫煙対策について質問いたします。

○議長（関 悦子君） 大変失礼をいたしました。

小林議員の質問の途中ではありますが、昼食のため暫時休憩といたします。

休憩 午前 11時53分

再開 午後 1時00分

○議長（関 悦子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

順次発言を許可いたします。

7番、小林 茂議員。

〔7番 小林 茂君登壇〕

○7番（小林 茂君） 健康増進法の一部を改正する法律に伴う町の受動喫煙対策について質問をしたいと思います。

健康増進法というのは余りなじみがありませんが、平成12年から国民健康づくり運動として健康21というのが始まったようでありますが、これはこの計画を法制化したというのが始まりのようであります。簡潔に言うならば、国民の健康増進の総合的な推進に関する基本的な事項を定めるとともに、国民の栄養の改善、健康の増進を図るための措置を講じることにより、国民保健の向上を図ることを目的として平成15年に公布されました。

この法の第25条では、受動喫煙の防止をするための必要な措置を講ずるように努力義務としてつけられたわけでありまして。また、この法では、各市町村においても市町村健康増進計画をつくれというようなことも明記されたのは新しいところであります。

今回、さらにこれを実効性のあるものにするために、多くの人たちが集まる建物内を罰則つきで禁煙とすることを柱とした、受動喫煙対策を強化する健康増進法の一部を改正する法律がことし、30年7月25日に公布されたわけでありまして。

しかしながら、これ法ができたときから言われているわけでありまして、被害が最も多い

とされる飲食店、小規模飲食店の55%が例外となるというような問題も多く指摘をされています。

また、一方では、この受動喫煙に対して大変抵抗があるわけではありますが、その抵抗勢力を抑え込むために、来年予定のラグビーのワールドカップだとか、あるいは2020年のオリパラに照準を合わせて、国際的にこうなんだからというような形の中で受動喫煙対策を強化するという狙いが見え見えの中身であります。そういった意味では、目的をすりかえたような施行スケジュールに、私は違和感を感じるわけではありますが、この改正を受けての町の取り組みについてお尋ねをしたいと思います。

まず、1番であります。小布施町の受動喫煙対応は、愛煙家に優しく、吸わない人にはもっと優しいまちづくりを基調に、小布施らしさを考慮した対応策を講ずべきと思いますが、町の基本姿勢についてお伺いをいたします。

それから、2点目であります。この法の施行のスケジュールというのは、準備期間も考慮して段階的に実施をするということではありますが、最終的に2020年の東京オリンピック・パラリンピックまでに最終段階まで持っていこうというスケジュールでございます。それに対して、町の具体的なスケジュールはどんなふうにお考えなのか、お聞きをいたします。

それから、3点目は、来訪者の多い区域、小布施町もそういう区域があるわけですから、そういった意味で、トラブルを未然に防ぐための、例えば歩行禁煙するとか、あるいはポイ捨てを禁止するとか、あるいは受動喫煙の防止区域をつくるとか、そういうふうな独自のルールづくりも必要ではないかというふうに考えますが、これらについてどのようなお考えがあるのかお聞きをしたいと思います。

それから、4点目ではありますが、私はこれが一番大事だと思っているんですけども、例えば家庭内とか車の中、マイカー等において、自分の力で避けることのできないような乳幼児、そしてまた病弱の人たちが、望まない受動喫煙を防ぐために自分自身で身を処することができないような人たち、そういう人のために、総合的、効果的な基本方針とか、あるいは日常的な啓蒙運動のあり方というのはどのようにお考えでしょうか。

最後に、多数の人が利用する公共施設、民間事業所、あるいは比較的小規模な飲食店等において、この喫煙対策を行うにつけて、何がしかのやはり資金を必要とする。あるいはかなりの高額な資金も必要となる部分もあるようではありますが、それらについて、具体的に町としてどんな支援をできるのか、どのようにお考えになっているのかについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（関 悦子君） 林健康福祉課長。

〔健康福祉課長 林 かおる君登壇〕

○健康福祉課長（林 かおる君） 小林議員の健康増進法改正に伴う受動喫煙対策についてお答えいたします。

まず、今回の健康増進法改正の趣旨ですが、議員さんのほうでもおっしゃられましたけれども、望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設などの区分に応じ、当該施設などの一定の場所を除き喫煙を防止するとともに、当該施設などの管理について、権限を有する者が講ずべき措置等について定めるもので、第1は、望まない受動喫煙をなくす、第2は、受動喫煙による健康影響が大きい子供、患者等に特に配慮、第3は、施設の類型、場所ごとに対策を実施するとされています。

地方公共団体の責務として、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙を防止するための措置を総合的、効果的に推進するように努める。さらに、市町村と施設などの管理権限を有する者などが相互に連携を図りながら協力するよう努めるとしています。具体的には、原則屋内禁煙と喫煙場所を設ける場合のルールを示しています。

ここで、これまでの町の現状の取り組みについて申し上げます。

庁舎及び公民館内は、受動喫煙をなくすため、喫煙室を庁舎内とし、職員及び来庁者の喫煙者との分煙を徹底しています。また、幼保、小・中学校、福祉施設などにおいては敷地内禁煙を徹底しています。ただ、老人福祉センター桃源荘は、ご高齢の利用者の皆さんに配慮し、喫煙場所を設けておりますが、完全な分煙とはなっていない状況です。

北斎ホールや図書館、体育施設などは屋内禁煙としています。喫煙される皆さんにもご協力いただき、敷地内にはなりますが、施設入り口付近に灰皿などを置き、分煙と室内での禁煙を呼びかけています。

改正健康増進法施行後は、学校、病院、児童福祉施設等行政機関、バス事業者は敷地内禁煙となり、屋外受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に喫煙場所を設置することができるものとされています。

また、多数の者が利用する主に飲食店や鉄道事業者は、原則屋内禁煙となり、喫煙専用室内でのみ喫煙を可とし、さらに、喫煙専用室内への二十歳未満の者の立入禁止や、喫煙が禁止された場所に喫煙器具、設備、灰皿などですが、設置してはならないものとされています。

ただし、先ほど議員もおっしゃられましたように、個人や中小企業が経営する既存の飲食店で、客席面積が100平方メートル以下の店は、喫煙可能などの標識を掲げれば、店内でも

喫煙可能という例外も認めており、抜け穴の多い法になっていることも事実です。

議員ご質問の小布施らしさを考慮した対応策、またポイ捨てや受動喫煙防止区域等のルールづくりを含めた具体的なスケジュールについてですが、まず、議員の小布施らしさといった意味を示すものとは違うかもしれませんが、たばこは百害あって一利なしとされているように、喫煙者本人にとっても、またその周囲の者にとっても健康に悪いものですので、町としては、喫煙者に対しては禁煙を呼びかけ、どうしても喫煙したい人へは、たとえ吸ってよい場所であっても、絶対にその煙を周囲の人に吸わせないという基本的なマナーを身につけていただくことが一番重要であると考えています。

国の取り組みを見据え、各市町村において具体的な取り組みが始まり、長野市ではポイ捨て、道路などにおける喫煙等を防止し、きれいなまちをつくる条例を本年4月1日に施行しました。禁止事項として、歩行しているとき、また自転車やバイクに乗りながらの喫煙、吸い殻入れが設置されていない場所で吸い殻入れを携帯していないときの喫煙、ごみのポイ捨て、飼い犬のふんの放置などに対して取り組みを強化しています。

今後、小布施町においては例外ない禁煙を目指したいと思っておりますが、まずは、東京オリンピック・パラリンピックなど諸外国の皆さんが多く訪れることを期待し、2020年に向けて完全な分煙への取り組み、重点区域として町内に屋外での喫煙を禁止する区域を設けることについて、条例制定も見据え、町民の皆さんのご意見をお聞きし、積極的に町として取り組んでまいりたいと思っております。

次に、受動喫煙を防ぐための啓蒙運動についてですが、先ほども申し上げましたとおり、喫煙者に対しての啓蒙の強化が重要であると考えます。たばこの煙には約5,300種類の化学物質が含まれており、そのうち発がん性のある化学物質は約70種類とされています。これらは喫煙により肺に達して、血液を通じ全身の臓器に運ばれます。発がん性物質はDNAの損傷によるがんの原因になったり、動脈硬化が進んだり、血栓ができやすくなるため、虚血性心疾患や脳卒中などの循環器疾患につながります。特に妊婦さんの喫煙は早産、低出生体重、胎児発育遅延などに影響が及ぶと科学的にも証明されているとのことであり、これは受動喫煙も同じことが言え、議員ご指摘のとおり、乳幼児や病弱の皆さんが安心して過ごせる環境づくりは急務です。まずは喫煙者へのマナーや禁煙の必要性、受動喫煙の防止に向けての取り組みを進め、飲食店などの事業者の皆さんには完全な分煙の取り組みを進めてまいります。

受動喫煙を防ぐ対策とあわせ、改めて喫煙の害について、母子保健での両親学級の機会に

家庭での禁煙の重要性を伝え、医療機関やたばこ販売店とも連携し、受動喫煙の防止に向けた取り組みを広く啓発してまいります。

最後に、受動喫煙対策の支援についてのご質問ですが、まずは国が示す取り組みを事業者や施設の管理権限を有する皆さんにお伝えしてまいります。小規模の事業者の皆さんにとっては、喫煙専用室を設けるなど、そういった負担を伴う場合もあるため、国では飲食店などの中小企業者などが受動喫煙対策として一定の基準を満たす喫煙専用室を整備する際、その費用について助成を伴うなどの経済的支援も実施することになっています。

今後、検討を進める受動喫煙の防止重点区域などの論議とあわせ、町として個別の事業所などにどんな支援ができるか検討してまいります。

以上です。

○議長（関 悦子君） 小林 茂議員。

○7番（小林 茂君） それでは、丁寧な答弁に対して幾つか再質問させていただきます。

まず、現状は報告といいますか説明がございました。原則建物内、あるいは敷地内は禁煙をしているということでございましょうが、このことについて少し突っ込んで質問したいのですが、話は変わりますけれども、昔は小布施町においては、勤め人はたばこは町内で吸えと、トイレは職場に行ってやれというようなことを盛んに言われまして、そのとおりにした記憶もございます。そういった意味で、たばこというものに対して、決してそんな一朝一夕でこの問題を解決するなんていうことはできない問題だと思っていまして、むしろ文化的というか、風土も含めた中で考えていかなければならない問題だろうと思います。

しかしながら、今言ったように、敷地内で禁煙することも結構でしょうが、そうすることによってたばこを吸う人が外に出ていく、あるいは職場を離れて出ていくことになる、当たり前の話です。その姿が昔は見えなかったんでありますが、外にそれを持っていけばいくほど、それが第三者の目につくようになる。じゃ、その人はどういうふうに見られるかといったら、あの人はたばこを吸うために職場を逃げてきたんじゃないか、そういうことですよね。それは本当にたばこを吸う人を本当に大事にしているんだろうか。その辺のところについてはやはり配慮は必要だと思うんです。それは、たばこを吸わない人、あるいは、みんなの健康のために副流煙とか、それから受動喫煙をさせないための措置としては必要なんでしょうけれども、吸う人にとってそれがどういうことなのかということも考えた上でのそういう配置なり場所なりつくってやらないと、私はいけないんだと思っています。

その辺について、具体的にどんなふうにお考えなのか、基本的な考え方ですけども、決

して吸う人を見せしめにするような形にはならないというふうにまず1つは思います。

それから、2つ目ではありますが、町の基本姿勢というのは、先ほどの答弁によりますと、やはり最終的にはマナーの徹底というふうに私は答弁を受けとめました。それは確かにそのとおりでございます。しかし、マナーの徹底というのは口で言うほど簡単ではない。じゃ、具体的にどうやってやるんだというところが先ほどの答弁では見えておりませんでした。

したがって、その辺について、具体的にどんなふうな考え方でどうしようとしているのか、再度答弁をお願いしたいというふうに思います。

それから、3つ目ですが、町内でも、例えば町外からたくさんの方もお見えになるようなところについては、屋外は喫煙を禁止するようなエリアを条例等によってというような云々という話もありました。屋外という話になってしまうと、普通は一般家庭で言えば、父ちゃん、たばこは外で吸えというのは普通です。外で吸うことを禁止されたら、その人たちは一体どこへ持っていくんですかという話になるわけです。だから、区域を指定して、それで屋外で禁煙にするということは、すごく簡単に言えることですがけれども、これ本当に実施しようと思ったら、町民の皆さんと本当にとことん討議した上で持っていかないと、こんな話は絶対まともないと、私はそういうふうに思うんであります。

したがって、この辺のところについて、単にそういう条例とかそういうの見据えてという話ではなくて、具体的にどんなふうに考えているのか、基本的な考え方は。それをひとつもう一度お聞かせ願いたいと思います。

それから、4つ目ではありますが、中小の飲食店等、これが一番きついただろうと思いますが、そういう人たちに理解を求めながら進めていくということでもあります。これは死活問題でありますので、なかなか簡単にいく話ではないだろうと思います。ましてやそこで働くパートなり学生のアルバイトの人たちに見れば、そういうところで働くこと自身が今度の問題になってくるわけでありまして、非常に奥の深い難しい問題を抱えているんですけれども、この辺についても、単に皆さんに理解してもらおうように取り組みを進めていくということですが、その辺について、具体的にもう一歩突っ込んだ答弁をひとつお願いしたいと思います。

最後に、総括的な質問になるわけではありますが、先ほどから申しているように、たばこの歴史というのは、何百年もある昔からの歴史であって、単なる健康被害がどうのこうのというところでは到底解決できないわけでありましてけれども、しかしながら、現状はやはりモラルの問題ではあるんですけども、法によってある程度やはり強引にここを突破していかなければ

ればいけないということも事実だろうと思いますし、また理解もするところでございます。

そういった意味では、例えばであります、小布施町において、健康の小布施町まちづくりの憲章というようなものをつくる中で、たばこ、そういったものを減らしていきましよう、やめましようというような小布施町の憲章を、健康づくりのための憲章をつくるとか、あるいはそういった条例をつくるとか、そういうふうなところが最終的に行き着くのではないだろうかというふうに思うんでありますが、そのために議会がそういう条例を提案するという制定の仕方もあるでしょう。あるいは町が提案をして制定していくということもあるでしょうけれども、いずれにしても、そういうふうな小布施町の憲章なり、あるいは条例というふうなものを、たばこに関して、たばこも含めて、たばこ以外も健康全体を含めて、そういったものをつくっていくようなお考えがあるのかなのか、それもひとつお聞かせ願いたいと思います。

○議長（関 悦子君） 林課長。

○健康福祉課長（林 かおる君） 小林議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず最初に、たばこを吸われる方に配慮も必要という形で、決して見せしめのような、そういう排除の仕方はよくないのではないかというお話だと思うんですが、基本、私は健康福祉課のほうの課長でありまして、健康という観点から申し上げますと、やはりたばこはできるだけ吸わないほうが良いというのが基本的な考えですので、吸いやすいような環境とか、その方たちにできればやめてほしいという立場であります。なので、そういったものに対しては完全に分煙をして、どうしても吸いたい方については人に煙を吸わせないという、そういった基本的な姿勢は変わらないかと思っておりますので、今後そういう方たちに対して、そこでほかの人にたばこを吸わせない、そういった環境をつくる。だから受動喫煙防止するために、しっかりと分煙するためのそういった設備とか、屋外で吸う場合はちゃんと、屋外であっても吸っていい場所というところをきちんと、煙の出ない場所といったものをきちんと設けていくということが大事なんだと思います。

基本は、あくまでたばこの煙を人に、周りの方に吸わせないということが基本だと思っております。

それから、具体的なマナーの徹底ということですが、今申し上げたとおり、そういったところを、本当にたばこの害について皆さん、それこそ小さな子供さんのうちからでもいいんですけれども、そういった教育をして、しっかりとそういったことを身につけていただいて、たばこの害についてわかれば、やはり必然的に吸ってはいけないものなんだという形になる

のではないかと。人に吸わせてはいけないという、そういったものに普通に考えが至ると思いますので、そういったところをあらゆる機会啓蒙していくということが大事なんだと思っております。

それから、3番目の屋外禁止につきましても同じですけれども、当然町なかの人がたくさん、観光客もお見えになるような場所など、例えば子供がたくさん通学路とかで使うような場所、そういったところで外で吸っていたりとか、煙を吸わせてしまうというのはやはりよくないことなので、そういったことを防ぐためにも、そういった防止区域というものを設けるとするのは大事なことはないかと思っております。

あえて2020年までにとかということではなしに、できればそういうことは極力早目に設けていければと思っております。

また、中小企業の皆さんへの対策ということなんですけれども、それにつきましても国のほうで補助制度もあるということですので、そういったことをお示しながら、極力、お店の中に設けられない場合は外にそういった喫煙場所を設けるとかという、そういった対策をとっていただくようにしていきたいと思っておりますし、そういったことも含めて条例制定等ができればいいかなと思っております。

先ほどの憲章づくりというものにつきましても、もしそういったものがしっかりとあったほうが皆さんの総意でいいとすれば、そういったことも考えてもいいかなとは思っております。

以上です。

○議長（関 悦子君） 小林 茂議員。

○7番（小林 茂君） たばこが体によくないということはたばこの箱にも書いてあるわけでありまして、そのことに対して私もどうのこうの言うつもりは全くありません。ただ、現在、それが合法的にきちんと売られていて、そこから税金も取っているということも、これは事実であります。したがって、たばこを日本の国から一切排除するという事は簡単にはできない話だというふうに思います。

したがって、それを吸う人が全てが悪いんだということで片づけてしまうことも決してできないだろうと。しかしながら、健康ということを考えたときに、よくないことも事実であります。

ただ残念なことに、今吸っている、年寄りが吸っていて、若い人が吸わなくなって自然に減っていくということが確実にあるのであれば、こんないいことはないわけです。しかしな

がら、若い女性も車に乗りながらふかふかしながら、隣には赤ちゃんが乗っているなんていうことが幾らでもあるわけでありまして、そういった意味では簡単にいく話ではないと思っております、そういう意味で、やはり啓蒙活動というのはすごく大事だというふうに思っています。

そこで、最後であります、国では2020年のオリ・パラを照準にしてこれらを確実に実行していこうというようなプランであります。それに対して小布施町は、先ほど言いましたように、特別期限を切って、いつまで何をやるかという話はありませんでしたが、小布施町のスケジュールの中で、具体的な方策を来年度7月までにまず第一につくることになっていきますけれども、それらについて、スケジュール的にはどんなふうになっているのか、再度答弁をお願いしたいと思います。

○議長（関 悦子君） 林課長。

○健康福祉課長（林 かおる君） 来年までのというか2020年までのスケジュールということですが、少なくともそれまでには、来年度中には、今申し上げたとおり条例制定なりそういったものを念頭に、できるだけ来年の半ばぐらいまでにはそういった話を進めてまいりたいかと思っております。

○議長（関 悦子君） 以上で、小林 茂議員の質問を終結いたします。

◇ 渡 辺 建 次 君

○議長（関 悦子君） 続いて、10番、渡辺建次議員。

〔10番 渡辺建次君登壇〕

○10番（渡辺建次君） それでは、通告に基づきまして順次質問させていただきます。

1 問目、監査委員の指摘事項のその後の対応について。

平成29年度の決算認定において、監査委員より多くの指摘事項がありました。できれば全てについて質問したいところですが、時間の制約もありますので、そのうちの何点かについて、私なりの視点もつけ加えながら伺います。

1 番、平成29年度の町税の徴収率は97.1%、国民健康保険税は92.0%、税目別では、個人分町民税の未納分が1,620万円余、前年度比200万円余の増、軽自動車税の未納分は108万円余、前年度比30万円余の増となっているにもかかわらず、平成29年度中においては滞納整理

プロジェクト会議が開催されていないとのこと。会議未開催の理由と今後の対応は。個人町民税と軽自動車税の未納の主な原因と対応策は。税の滞納について庁舎内で情報が共有されていないという指摘に対しての対応は。

2点目、保育士や幼稚園教諭、保健師の人材確保のための処遇改善などの整備体制はどのようなになっているのでしょうか。また、潜在保育士の発掘は。潜在保育士は厚生労働省の推計で約76万人、そのうちの6割が就労を希望しているようです。

3点目、町立図書館まちとしょテラソの入館者数が毎年減少傾向にある。前年度比9,000人減とのこと。ただ単に数の多いことがよいとは思いませんが、その原因はどこにあると分析されているのでしょうか。また、その対応策は。図書館専門の新館長が就任されたことによる新たな施策は何でしょうか。

○議長（関 悦子君） 久保田副町長。

〔副町長 久保田隆生君登壇〕

○副町長（久保田隆生君） それでは、渡辺建次議員の監査委員指摘事項、その後の対応について答弁申し上げます。

最初に、滞納の関係、プロジェクトチームの関係でございますが、滞納整理プロジェクトチームにつきましては、平成17年に、その当時ですが、部門制でありましたので、各グループと担当で構成するプロジェクトチームを結成いたしまして、年3回ほどの会議の開催を目安に、地方税や水道料、介護保険料等の滞納者について、滞納者に関する情報交換や滞納整理の課題についての調査などを行ってまいりました。

このプロジェクトチームの所管につきましては、現在は総務課の税務会計課になっております。この29年度中のこの係の状況を申し上げますと、係員のうち1名がいろいろ体調を崩しまして、この29年度中で通算4カ月余り療養休暇となりまして、通常より少ない人数での業務を遂行することとなりました。言いわけになってしまいますが、非常に少ない人数の中でさらに人数が減ったということで、なかなかプロジェクトチームを開催するに至らなかったものであります。

とはいいましても、滞納整理は税の公平性を保ち、必要な財源を確保する上で必要不可欠でございます。滞納整理業務をより効果的に行うためにも、プロジェクトチームの開催は行うべきであったと大いに反省をしているところでございます。

今後の対応といたしましては、プロジェクトチームをまず年度当初に開催をしたいと思っております。その最初の会議に今後1年間の、おおむね先ほど3回と申し上げましたが、例えば年

度の間、年末、年度末といった、できればおおむねこういった期日にまで開催をしておくということを決めておければと考えております。大変業務が忙しい中でも、開催期日が決まっていればこのための準備も事前にできますし、段取りよくできると考えております。

ちなみに、今年度は10月5日に第1回目を開催しております。この中では今後の開催時期は定めてございませんが、例えば年末、年度末等、より効果的な開催時期、開催回数を所管の係が中心になって決めておくようにしていきたいと考えております。

次に、個人住民税、軽自動車税の未納の原因と対応策についての質問でございます。

どの税目につきましても共通して言えますことは、基本的に返済能力がある、お金がある方の場合ですが、やはり納付忘れ、あるいは納税意識の低下といったものが考えられます。また、収入があっても借金返済、これを優先する場合があります。また、安定した収入が得られていないということもその原因であります。

ご質問の個人町民税でございますが、新規の滞納者となるケースとして、修正申告による遡及課税者がおります。税務署等の調査を受けてさかのぼって課税されるケースでありまして、29年度中はこの修正申告をされた方が33名いらっしゃいましたが、そのうちお二人の方は滞納ということで、新たな未納の原因となっているところであります。

軽自動車税について申し上げますと、町外に転出された未納者の方が目立ちます。連絡がなかなかとりづらく納付困難となるケースや、ほかの税目と重複することが多く、その場合は軽自動車税の納入が後回しになると、こういったケースもあります。また、軽自動車税の場合は課税客体、納める方の把握も課題となっております。通常、車、2年に1回車検があるわけですが、車検を受けずに廃車されても、廃車手続を忘れてしまっいらっしゃいまして滞納となるというようなことが考えられます。

対応といたしましては、納税への関心を高めてもらうべく、催告書の発送、発布や納税相談を呼びかけたり、粘り強く納付の交渉を進めていきたいと考えております。

次に、庁舎内で情報が共有されていないとの指摘でございます。庁舎内での税の滞納等に関する情報共有は、先ほど申し上げましたが、やはり定期的にプロジェクト会議等を開催していくことが最も効果的だと考えております。

会議では、滞納者に関する現況報告、対応等についての情報共有を図るとともに、また滞納整理の手法に関する研修を行うなど、今後も未納の解消に努めていきたいと思っております。

なお、反省点ということになりますが、29年度におきましては、税というのは課税と収納

があるんですが、課税を中心に行いまして、滞納整理も含めた収納面につきまして、若干優先順位を下げて取り組んだ傾向がありましたので、今後、この課税、収納ともにしっかり取り組んでいきたいと考えております。

次に、保育園や幼稚園教諭、保健師確保のための処遇改善の関係であります。

保育園及び認定こども園、栗ガ丘幼稚園につきましては、近年、ゼロ歳児、1歳児、2歳児、いわゆる未満児の保育が、預かり保育が増加していることもありまして、保育士が不足する状況が続いております。

正規職員について申し上げますと、平成27年度は2名、平成28年度は1名、平成29年度は3名、平成30年度には、ことしですが、1名を採用いたしまして、この間、7名職員が正規が増加しております。また、この間に退職を迎えた保育士につきましては、再任用職員ということで採用しておりまして、正規職員については一定の確保をしてきております。

しかしながら、やはり職員数は足りず、嘱託職員や臨時、パートの募集のため、ハローワークへの登録、町報やホームページへの掲載、チラシ折込の利用などをして募集を続けておりますが、なかなか応募がなく、これはどの町村も同じような状況が続いているとお聞きしております。

処遇改善といたしましては、報酬額や賃金のアップが考えられまして、ここ一、二年は近隣市町村と同等の報酬額、賃金への改善を図ってきております。今後もこういった嘱託職員、臨時職員の確保が大きな課題となってまいります。先ほど申し上げました報酬や賃金、さらには勤務形態など、ほかの市町村の動向に注視しながら、必要な人数の確保に努めていきたいと考えております。

保健師につきましては、昨今、育児休業等で休まれる職員が続いていることから、嘱託職員の募集を継続的に行っております。この保健師につきましても、募集をいたしましてもなかなか応募がなく、ことし10月には改めて報酬額を改定して募集をしたところですが、現在のところ1名なんですけど、確保できておりません。

この保育士と保健師につきましても保育士と同様にハローワークへの登録、町報、ホームページの掲載等々、継続して募集を続けていきたいと思っております。

なお、平成32年4月、再来年の4月からは会計年度任用職員制度の導入を行うこととなります。これは地方公務員法と自治法の改正によりまして、現在の嘱託や臨時職員として働いている方の給料、いわゆる報酬ですが、手当、勤務時間や休暇、社会保険などについて、こういった働く人の処遇につきまして法律上も明確にいたしまして、適正な勤務条件を確保す

るということを目的としているところであります。

現在、この制度を構築していくために、嘱託職員や臨時職員の方の勤務の状況、現況まとめをこれから行うところでありまして、これに必要な条例や規則の検討に、今後その制定に向けて取り組みを始めていきたいと考えております。

この条例案につきましては、来年、平成31年度、来年9月にはこの議会に提出をしたいと考えているところであります。

次に、潜在保育士の発掘ということですが、先ほど申し上げましたとおり、ハローワーク等への登録を常に行っておりますが、なかなか応募がないということですが、お話をすると、潜在保育士の方、6割ぐらいが希望があるということなのですが、なかなか応募がないというのが現況でございます。一旦職を離れると、なかなか再度保育士として復職されることにちゅうちょされる場合もあるとお聞きしておりますが、保育士さん仲間同士の情報などをお聞きして、そうした方がいらっしゃれば個別の働きかけもしていければと考えております。

保育士の不足は今後も継続すると思われまます。町といたしましても引き続き募集を続けてまいりますので、また、議員の皆様方も何か情報がありましたらぜひ提供いただければと思います。よろしくお願いいたします。

3番目の図書館の入館者数の減少と分析、新しい館長の施策でございます。

まちとしょテラソの入館者数につきましては、平成26年度は14万1,096人、平成27年度は14万1,119人、平成28年度は14万3,632人、平成29年度は13万4,610人でありました。平成29年度は平成28年度と比べまして9,022人の減少となりました。これにつきましては、実は図書館の入り口にあります入館者を数えるセンサーが正常に働かなかった時期が、おおむね推測ですが1カ月ぐらいありまして、その影響によるものと考えております。

この人数についてだけ申し上げますと、ことし4月から11月末までの入館者数は9万7,778人でありまして、29年度同期を3,139人上回っております。こうしたペースでいきますと、おおむね28年度以前の数値の人数の確保は30年度できるのではないかと考えているところであります。

また、単に図書館入館者数が多いということがいいというふうには考えておりません。これも図書館のいろいろな事業等の充実を行いまして、引き続き利用者の皆さんにとって使いやすい魅力ある図書館の運営に努めていきたいと考えております。

次に、新しい館長の施策についてでございますが、ことし5月に宮城学院女子大学特任教

授の桂啓壯さんに非常勤の館長をお願いしております。この桂館長さんは日米両方の司書資格を有しまして、国内外での実務経験もされております。7月に図書館協議会の皆さんにお集まりいただきまして、「私が考えるあるべき図書館像」と題して館長の考えをお聞きしております。その中で、まちとしょテラソに期待される役割、これまでの活動に足すものとして、町内観光資料の網羅的収集やデジタル資料への対応、住民の皆さんへの図書館活動のお知らせ、レファレンス、いわゆる問い合わせへの対応ですか、こういったものの充実を挙げられていらっしゃいます。

具体的な取り組みといたしますと、現在の図書館のホームページの見直しや充実、図書館検索システムのチェック、郷土資料関係の蔵書チェックなどを行っていただいているところでございます。

今後も専門的な知識から、図書館の運営についてご指導、助言をいただけるものと考えているところであります。

以上でございます。

○議長（関悦子君） 渡辺建次議員。

○10番（渡辺建次君） では、何点か再質問します。

最初のプロジェクト会議未開催についてですけれども、そんなに深く突っ込むわけではないんですけれども、1名欠員が出ただけで業務遂行に支障を来すほど職員体制というのは逼迫しているというか、大変なのかどうか。少数精鋭だということかもしれませんけれども、そのあたりについて1点目ということですかね。

それから、2点目として、納税に関して、催告書の発布ということですが、具体的にはどんなような内容のもので行うのか。それから、納付相談というのも具体的などんなようなふうに行われているのか。

それから、保育士に関してですけれども、平成32年4月から会計年度任用職員制度という導入という。31年度9月の議会に提出する予定といますので、来年ここにいるかどうかわかりませんので、今簡単に説明をお願いしたいと思います。

それから、潜在保育士については町内には何名ぐらいおいでになるのか、もしわかれば、わからなければそれで結構です。

それから、図書館に関して、新しい館長さんがあるべき図書館像と題してお考えを発表されたそうですけれども、もうちょっと簡単に具体的な話をお願いしたいんですけれども。町内観光資料の網羅的収集、以下、レファレンスの充実、現状との相違点、現状はこうだけ

ども、改善点ですか、これだけよくなるんだよというのを、そのあたり比較しながらお話し願えればと思います。

○議長（関 悦子君） 久保田副町長。

○副町長（久保田隆生君） 再質問にお答え申し上げますが、催告書の関係、納付の関係、また図書館の関係については各課長のほうからお答えいたしますので、お願いいたします。

最初に、1名減ったぐらいでなぜプロジェクトチームが開催できなかったかということでございます。

これもやるべきことができていればできたのではないかとということでございます。ただ、税につきましても、いわゆる課制があって、グループ制があって、また課制に戻ったのですが、やはり課制の時代は課長がいまして、係長がいまして、それぞれそこに部下が2名おいまして、7名体制で税という、町民税、固定資産を行っていた時期がございました。職員数の減少に伴いまして、今は係長等入れて5名という中で、1名減ることで4名体制になってしまいまして、係長がその職員の分も対応しながらやってきたということで、言いわけになってしまうんですが、なかなか通常業務をこなすのにある程度注力せざるを得なかったということになっていきますが、これはやはり言いわけでありまして、やはり滞納整理のプロジェクトチーム開催をすべきであったというふうに深く考えているところであります。反省しているところであります。

あと、会計年度任用職員についてですが、これも今、どの町村もこの制度の構築に向けてこれから取り組んでいるところでありまして、やはり今まで比較的いろいろな名前があったわけですね。嘱託職員、非常勤職員、パート職員等々であります。これをしっかりと法律なり地方公務員法なり自治法の改正の中で、そういった方々の勤務の条件に応じた給料体系、手当、あるいは勤務時間、休憩時間、あるいは社会保険の関係等々、条例化していく中で、適正な働く条件を整備していくということでありまして、ほぼ今嘱託職員等の皆さんが常勤の職員の方と同じように働いている方については、会計年度任用職員という、そういう制度の中に移行していくこととなると思います。

会計年度任用職員という名前のおり、基本的には一会計年度において雇用する職員ということになります。ですから、ただ、恐らく継続的なものになることが予想されるんですが、一つの会計年度において、業務的にいろいろ状況を把握した中では新たに発生した業務があると。そこで毎年毎年その方を雇用するというようになってきますが、実際は今の嘱託職員、あるいは臨時職員でも常勤的に働いている方については、そういった会計年度任用職員への

移行ということになってくると思います。そのためのそういった給料、休暇等の条例の整備ということを経営に諮っていくということでもあります。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 総務課長。

○総務課長（田中助一君） それでは、催告書、それから納税相談についてお答えいたします。

まず、催告書であります。いわゆる各税目未納になる、納付期限を過ぎてしまうという場合、まず督促状を出します。これは法律に定められたものでして、そこまでに支払ってくださいと、いついつまでにもう一度支払ってくださいという、そういう通知を出します。それが督促状なんです。催告書というのはそういう決まりがないものであります。

特にどういう状況のときにやるかといいますと、例えば、1年たった後に未納がたまってしまったというようなときに一斉に出しまして、今、例えばあなたはどれだけの税目で税額が納まっていないかということを確認してもらって、さらにそれについて納めてくださいというふうなことをいたします。そういったものに基きまして、今こういうことでだめなんだというようなことがあると、それが即納税相談につながっていくというようなことであります。

また、納税相談につきましては、それぞれ今納められない状況について相談をいただきます。当然のことながら、そのときに課税の相談に移る場合もあります。いわゆるやり方がわからなくてこういう税額になってしまったんだけど、何とかしようということも相談のうちにはありますが、主には納められない状況についてお聞きをして、どのような方法で解決していくかというようなことに対応しております。

なお、滞納整理機構とか、あるいは県からやはり同じような共同して作業を行うこともありまして、その場合も納税相談に至ることがございます。

以上です。

○議長（関 悦子君） 三輪教育次長。

○教育次長（三輪 茂君） 町内の潜在保育士の関係でございますけれども、正確な数字は持ち合わせでございません。ただ、保育士同士いろいろな横のつながりがございますので、いろいろな情報交換等を行っている中で、もし手があいている人があればぜひともお願いしたいということで、そういうことは取り組ませてございます。

あと、テラスの館長の関係でございますけれども、やはり図書の充実ということをおっしゃっていただいております。例えば小布施の図書館でしたら、北斎ですとか鴻山、あるいは

は栗、そういうような専門的なものをどんどん集めていくというようなこともいただきながら取り組んできております。

また、町のホームページを開くと、トップページを開くと、まちとしょテラソというバナーがあるんですけども、私どもはまちとしょテラソと言うと図書館がわかるんですが、全国の人が見ると、小布施の図書館を探してもわからないんですよ。館長がお見えになってから、新たに小布施町立図書館まちとしょテラソというようなことにしましたので、そんな細かいところから、なるべく図書館の活動がわかるようなお知らせに取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 渡辺建次議員。

○10番（渡辺建次君） それでは、2問目に移りたいと思います。

無料駐車場の設置目的と現状の問題点。

無料駐車場である上町南駐車場の設置目的は。また、駐車場の敷地面積、借地料、駐車収容台数を伺います。

2点目として、ある町民からの指摘ですが、南駐車場の一部が個人的ガレージ化しているとのこと。町はこの状況をどのように認識されているのでしょうか。そして、その対応策はどのように考えておられるのでしょうか。町職員が見回っているということですが、その管理内容は何でしょうか。同じ納税者として、一部の人だけが利益を得ているのは納得できないとのことなんです。人は貧富の差を憂うのではなく、等しからざること、すなわち公平でないことを憂うということなんでしょうか。

3点目として、ことしの六斎市における駐車場有料化の状況、駐車台数や駐車料収入はどのようになっているのでしょうか。

○議長（関 悦子君） 富岡産業振興課長補佐。

〔産業振興課長補佐 富岡広記君登壇〕

○産業振興課長補佐（富岡広記君） 渡辺議員の3点についてのご質問についてお答えを申し上げます。

まず、1点目の南公園駐車場の設置の目的、面積、借地料、駐車収容台数等でございますが、現在、無料で開放する南公園駐車場ですが、平成4年当時、北斎館初め文化観光施設等に多くの皆さんがお見えいただくようになる中で、町内における交通渋滞の発生や駐車不足など課題が浮き彫りとなっていました。

これら課題解決に向け、外からお見えいただく皆さんの車は郊外に駐車いただき、町中心まで歩いていただくパーク・アンド・ウォーク推進の一環として、旧第一共選所跡地に、敷地面積2,279平方メートルに対し借地料は年間150万円で土地所有者から借り受けることができ、駐車スペースを確保したものです。その後、平成7年に南公園駐車場として舗装、それから駐車区画線を引くなど駐車場機能を持つ施設として整備を図り、駐車可能台数は約60台を確保できていました。

その際に、北斎館周辺の混雑に伴い、敷地内にある消防詰所の移設もあわせて行うことで、火災発生時の速やかな出動を確保するとともに、当時若手農業者等から農産物の直売事業が行える施設設置希望に応えるため、同駐車場内に消防詰所と農産物直売施設の建設を同時に行っています。

こうした機能をあわせ持つ駐車場の駐車料金のあり方について、検討は行いましたが、いつ何どき発生するかわからない火災等に対応いただく消防活動と一般観光者等との区別化が難しいことから、当面無料駐車として供用開始しました。

その後、平成14年に、県道バイパス線拡幅工事により敷地面積が1,479平方メートルとなり、収容台数も32台と半数近くに減少したことにより、その後の駐車料金のあり方については特に検討もなく現在に至っております。

2点目の住民の皆様からの指摘、それから、どのような状況認識しているか。また、職員が見回っているということだが、管理内容はどんなものかという2点目の質問ですが、議員ご指摘のように、一部の近隣の住民の方々が南公園駐車場に自家用車を駐車、常駐も含めてですが、しているという現状は認識しております。

この駐車場は三角の形状で、複数の出入り口からなり、いつでも利用可能な駐車場となっております。しかし、本来の目的は、あくまでも観光などで町に訪れた皆さんに町なかをゆっくり散策いただくための構内型駐車場であるとともに、有事の防災活動に従事される皆さんや農産物直売所を利用される皆さんの駐車場として位置づけております。しかし、こうした利用者を区別することは不可能なため、実際には不特定多数の方々がそれぞれの思惑の中で利用されている現状です。

町では、駐車場建設当初はこうした目的外利用と思われる駐車に対し、調査の上、張り紙などによる警告等を行ってきました。しかし、一時的な効果はあるものの継続的な効果にはつながらず、現在は行っておりません。

そうした中、最近では隣接する葬祭センターを利用される方々の駐車場としても利用され

る事実から、葬祭センターを運営する事業者と転賃借契約を結び、賃借料の一部をご負担いただいております。

現在、職員の見回る内容については、トイレ管理や垣根の剪定や消毒、下草の除草が主なものであります。

こういう状況ではありますが、再度駐車場の設置趣旨等、利用される皆さんに周知し、ご理解とご協力を求めてまいりたいと考えます。

3点目の六斎市における駐車場有料化の状況ということですが、今年度、10月13日土曜日から14日日曜日にかけて2日間開催いたしました六斎市駐車場有料化の実績ですが、まず、町営松村駐車場では、13日土曜日が132台、収入6万6,000円、14日日曜日、143台、収入7万1,500円、小学校グラウンド実績は、13日土曜日が139台、二輪車1台で収入が6万9,800円、14日日曜日、230台で収入が11万5,000円です。中学校グラウンドですが、13日土曜日が633台、収入が31万6,500円、14日日曜日、686台に対し収入が34万3,000円となり、3カ所合計で、一般車両が1,963台、二輪車1台、収入合計が98万1,800円という実績でございます。

以上です。

○議長（関悦子君） 渡辺建次議員。

○10番（渡辺建次君） それでは、1点だけお願いします。

その南公園駐車場の目的外利用者に対する周知の方法、具体的にはどのように考えておられますか。

○議長（関悦子君） 富岡課長補佐。

○産業振興課長補佐（富岡広記君） 南公園駐車場の今のご願い、周知については、まずは早急に立て看板、それから捨て看板といいますが、そういう看板から周知をしていくということを考えております。

○議長（関悦子君） 渡辺建次議員。

○10番（渡辺建次君） それでは、3問目に移りたいと思います。

観光客への思いやり対応について。

1番、連休やイベント時などで混雑したときは、依然として駐車場の絶対数が足りないようです。町として何らかの対応策は考えておられるでしょうか。無線やスマホなどを利用して空きスペースのある駐車場へ手際よく誘導するなどの工夫は考えられないでしょうか。

2点目、ある駐車場指導員からの指摘ですけれども、観光客が多く歩かれる駐車場及び付近の歩道、具体的には中町にあるロマン号の停留所のロータリーから森の駐車場にかけての

歩道ですけれども、そこにあるグレーチングぶた、ここに車椅子や乳母車の車輪が落ちたり、ハイヒールが目にはまり、ヒールが折れたりすることがあるとのこと。何らかの対応が必要と思いますけれども、いかがでしょうか。

町外から訪れる観光客の方々は、どうしても周囲に視線を奪われ、足元への注意がおろそかになりがちです。先ほどのような事故は頻繁に起きるようなことはないでしょうけれども、このようなことがないようにあらかじめ細やかな対応策をとっておく、これがまさに本物のおもてなしになると思います。

3点目、雨天時や雪解けのときなど、車道のわだちのくぼみにたまった水をはね上げる車両があり、歩行者が迷惑しているようです。このような行為は法律上の禁止事項であり、ドライバーに歩行者に対する思いやり運転を促すような何らかの周知方法が必要と思いますが、いかがでしょうか。

○議長（関 悦子君） 畔上建設水道課長。

〔建設水道課長 畔上敏春君登壇〕

○建設水道課長（畔上敏春君） 渡辺議員の観光客への思いやり対応についての質問にお答えを申し上げます。

1点目の駐車場への誘導方法についてです。

町では春と秋の連休を中心に、町中心部の渋滞の緩和と町を訪れた方々への案内を書いた駐車指導員を、20年ほど前から街路町組松村線沿いを中心に配置をするとともに、国道403号北斎館入り口交差点にはガードマンを配置し、対応をしております。また、駐車待ちや渋滞解消を図るため、平成28年度には中学校東臨時駐車場のスペースを増幅しております。しかし、秋の行楽シーズンを中心に、年間9日程度は全ての駐車場が満車となる状況となっております。

混雑時に何回も訪れてくださるお客様は迂回しながら松村駐車場等に駐車をしてくださっております。現在は町中心部の混雑解消、具体的には中町南交差点付近ですが、ここを通らずに町営駐車場へご案内できるよう、町の外周部に誘導看板を設置し、町中心部を通ることなく松村駐車場、森の駐車場にご案内をするなど、対応をしております。

しかし、カーナビゲーションの入力が町中心部で設定されているものが多く、町で考えたルートではなく住宅地の中の道を通ったり、町中心部の交差点に集中してしまうなど、渋滞を引き起こす原因ともなっており、町としても苦慮しているところであります。

ご質問の中にありましたように、春、秋の連休やイベント開催の際には常設の駐車場では

不足している状況です。このような期間においては、前段で申し上げましたように、産業振興課で状況を見ながら、臨時駐車場及び中学校グラウンドを開放し、対応をしているところでございます。駐車場への適切な誘導につきましては、それぞれの駐車場の管理人と駐車指導員とが情報を共有することにより、空き駐車場への適切なお案内ができるものと思っております。ご提案のありました無線による連携体制などについても今後検討してまいりたいと考えております。

2点目のグレーチングについてですが、基本的には歩道に設置されているグレーチングはハイヒールが刺さらないような細目のものが設置されていますが、車道部分、歩道から歩道の間を渡る車道部分等ですが、グレーチングはほとんどが幅の広いものとなっております。車道用のグレーチングも、最近では車椅子等の通行に支障がないよう見直しがされてきておりますので、議員ご質問のバスストップ東側の箇所等につきましても、安全性や今後の管理面などを考慮する中で対応を検討してまいりたいと思っております。

3点目の車道のわだちによる水はね対策についてでございます。

ご質問の中にありましたように、歩行者への水はねは道路交通法の違反行為であり、反則金が課せられます。しかし、水をかけられたときには既に車は走り去っており、車を特定することは難しいようで、被害者はなすすべがないのが実情です。雨の日など、水はね等を防ぐためには、歩行者のそばを通るときには徐行するなど、歩行者を思いやる運転が必要だと思います。これらの周知が必要ではないかのご質問です。

町外から来られる運転手への周知にはなりません、まずは町内にお住まい、またお勤めされている方々に、同報無線などを通して、雨や雪解けの時期などには水はねに注意して運転することなど、運転者に注意を促す取り組みをしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 渡辺建次議員。

○10番（渡辺建次君） それでは、2点ほどお願いします。

グレーチングについてですけれども、このグレーチングは何種類ぐらいあって、歩道ではどのような、何種類ぐらいのものが使用されているのか。

それから、水はねに関して注意を促すということですが、同報無線以外に何か考えるべきだと思いますけれども、そのあたりどうでしょうか。

○議長（関 悦子君） 建設水道課長。

○建設水道課長（畔上敏春君） 再質問にお答えをさせていただきます。

グレーチングの種類は、歩道用どのぐらいの種類があって、車道用どのぐらいの種類があるかということでございますが、これにつきましては、幅広いものから、目地が細いものから幅広のもの、またアルミ製、鉄製とか幅広くありまして、一概に何種類あるという、ちょっとお答えができないような状態です。大きさによりましてまたいろいろな種類等があります。大変お答えになっていなくて申しわけないんですが、数を特定することはちょっとできないということでございます。

また、水はねの関係、同報無線だけでなくほかの周知方法ということでございます。町報、ホームページ等での周知ということも一つの方法としてあるかとは思いますが、交通安全協会等も使いまして、そういう中で注意喚起をしていくという方法もあろうかと思っておりますので、小布施町内だけではなく、幅広く須高管内周知ができるように、また打ち合わせ等をする中で対応していきたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（関 悦子君） 渡辺建次議員。

○10番（渡辺建次君） それでは、最後、4点目の質問に移ります。

歩道の自治会初期除雪としてラッセル式雪押し分け器の使用について。

町内歩道の除雪における具体的な困難さ、除雪道具や除雪を担う人など、その対応策はどのようにしているか。

2点目、これは私の提案なんですけれども、V字型の雪押し分け器、これは私自分で名づけたんですけれども、DIYで作成し、使用することで、例えば20センチ前後の積雪、湿った雪か乾いた雪かによって、雪質によって異なりますけれども、それならば幅50センチ、距離50メートルを数分で除雪できます。実際私がもう何年間もそれをやっておりますけれども、必要な人に作製を促して、町として推奨してはどうかということです。

この道具を使用すると、走りながらでも除雪も可能なんです。例えば小・中学校の周囲の歩道は小・中学生が、その他、主要な歩道は有志のボランティアが除雪をしてはどうかと思います。踏み固められる前の新雪なら、先日のように走りながら除雪が、それも楽しみながらできるんです。走りながらの新雪の除雪、これを小さなシンセツ運動と呼称して広げてみても私はいいかんと思うんです。20センチ未満ぐらいの積雪には、除雪機を使用するよりはこの道具の利用が簡便で楽であり、あっという間に通路が開くため、楽しくもあるということです。

それでは、それがどのような道具かというのを、具体的にちょっと簡単にお示ししたいと思うんですけれども、普通は平らなこれでやるんですけれども、角度をつけるわけです。い

わゆるラッセル式V字型というんですか、こういう角度をつけて、こんな感じで押すわけです。わかりますよね。

ただ、この角度の仕方によって、ちょっと力の入れぐあいが、大きい角度だと男性でないとちょっと重いかもしれませんが、女性や子供だとちょっと角度を縮めれば行きやすいです。そうすると幅が狭まりますけれども。あと、これを押すこの棒ですけれども、このつけ方にちょっと工夫が必要なんです。てこの原理じゃないですけれども、力点はこの中心よりちょっと下ぐらいなんです。この支点を置くわけです。支点です。力点はこっちですけれども。これがないと潰れてしまうんです。ですから、この形を保ったまま押していくということです。押せるということです。わかりますよね。

ぜひこういうものを必要として作製をお願いして、町として推奨してはどうかと、こういうことですけれども、答弁をお願いします。

○議長（関 悦子君） 畔上建設水道課長。

〔建設水道課長 畔上敏春君登壇〕

○建設水道課長（畔上敏春君） 渡辺議員、4項目めの除雪についての質問にお答えを申し上げます。

本年も除雪の時期となり、去る11月30日に除雪対策会議を開催したところです。本年は町内外の4企業の方に新たにご協力をいただきました。除雪路線につきましては、通勤通学路を中心に実施をしておりますので、地域の道路や歩道の除雪につきましては、地域の皆様のご協力が必要となりますので、ご理解とご協力をこの場でお願いを申し上げるものでございます。

それでは、ご質問の1点目の町内歩道の除雪について、具体的な困難さとその対応について申し上げます。

歩道の除雪につきましては、平成17年度、18年度に宝くじの助成金を活用して、コミュニティ、各自治会に町より小型ロータリー式除雪機を貸与をし、地元での除雪をお願いをしているところでございます。除雪機の利用、活用方法につきましては、コミュニティ、各自治会にお任せをしております。主には自治会の役員さんで除雪作業をいただいているのではないかと考えております。

自治会等からは、除雪道具についての不満などをお聞きすることはほとんどなく、除雪した雪の置き場などについての問い合わせが時折あり、その都度ご案内をさせていただいているところでございます。また、上町自治会からは、役員が国道403号の歩道の除雪をする前

に車道の除雪を終わらせていただきたいとお話があり、その旨を須坂建設事務所へお伝えをさせていただいております。

なお、課題としまして、今後高齢化が進むにつれ、除雪をしていただける地域での人材確保などが懸念されます。これに対する具体的な明確な対応策等は現在のところ持ち合わせてはおりませんが、支え合いの地域づくりの一環として除雪にも取り組んでいただければと思っております。

今後、機会を捉え、地域で除雪をされている方々のご意見等をお聞きする中で、できることから対応してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

2点目のV字型の雪押し分け器についてです。

議員ご指摘のとおり、雪質や除雪をする場所によっては効果があると認識をしておりますし、既に商品として販売もされております。ご質問の趣旨は、必要な方へのDIYでの作製、奨励とのことですが、誰が作製指導をするのかなどの課題もありますし、既に商品化もされておりますので、作製奨励については現在のところ考えてはおりません。

しかしながら、両側に雪を押しつけることができる場所については、議員ご質問の中にありましたように、さほど力も必要なく通路の確保ができるなど、これからの高齢化が進む中での有効なものとも思っておりますので、奨励ということではなく、相談等があった際には一つの方法としてお話をさせていただければと思っております。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 渡辺建次議員。

○10番（渡辺建次君） 何度も既に商品化されているというんですけれども、どういう商品でしょうか。

○議長（関 悦子君） 畔上課長。

○建設水道課長（畔上敏春君） 商品の名前まではちょっと具体的には言えないんですが、V字型除雪の手押し型のもので、先ほど議員さんが説明されましたように、こういうふうにV字に両側にはねるように角度がついております。それで、棒だけのものもございしますが、あと、負担がかからないように車輪がついたものも商品として販売がされております。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 以上で、渡辺建次議員の質問を終結いたします。

◇ 福 島 浩 洋 君

○議長（関 悦子君） 続いて、2番、福島浩洋議員。

〔2番 福島浩洋君登壇〕

○2番（福島浩洋君） 通告に従いまして、1件3項目の質問をいたします。

まず、公共施設の長寿命化促進についてお尋ねします。

平成29年3月に発表された白書、小布施町公共施設等総合管理計画書において、各種長寿命化計画、維持管理等のうち個別管理等の個別施設計画に8施設が公共施設等として「建物施設」と「インフラ施設」に分類されております。インフラ施設につきましては補助金もあり、例年予算化をして、その都度整備が行われておりますが、建物施設においても、平成29年度から平成69年度の40年間を対象としながらも、ただし書きとして、期間内においても個別施設計画の状況や施設の統廃合等の実施状況を踏まえて、必要に応じて随時見直すものと記されています。現在、大切に利用されている公共施設について質問いたします。

古い建物施設の中で、文化施設や体育施設、教育施設、消防、防災施設ほかがあります。例として、歴史民俗資料館は国内外の来訪者は年間約700人以上、そのほかに常時音楽会やそのほかの利用がされております。音楽堂は大勢の人たちの練習場として、絶えず利用して人が出入りしております。町老人福祉センター桃源荘はシルバー人材センターなどとして広く利用され、ゲートボール場施設としても活用され、いずれも人の出入りが絶えずあります。消防分署においても町庁舎に匹敵する火災、防災の重要な司令塔の拠点です。これらの建物施設は建てかえるか耐震補強してでも存続させるべきであると思いますが、どのように考えておられるか。

2、今後40年間を対象としているが、その根拠はどこから算出したのか。小布施町が町として存続していく1つとしては、早急な長寿命化促進は必須だと思いますが、どうでしょうか。

3、平成30年度のこの時点では既に結論が出されていると思いますが、このことについてお聞かせください。

○議長（関 悦子君） 中條総務課課長補佐。

〔総務課長補佐 中條明則君登壇〕

○総務課長補佐（中條明則君） それでは、福島議員のご質問に対しまして、私のほうから答弁申し上げます。

公共施設の長寿命化推進ということで、1番から3番までの質問、関連がございますので、まとめて答弁をさせていただきます。

本町の公共施設等は、人口減少や厳しい財政状況により、今後老朽化が進んだ場合、全ての施設を維持、更新することは困難な状況となっています。このため全ての公共施設等を対象として、平成28年度に公共施設等総合管理計画を作成いたしました。この計画は10年以上の長期の計画とすることが定められており、一般的に高度成長期及びバブル期に整備された建築系公共施設の40年経過しての改修時期や、土木系公共施設の改修時期が今後30年間の間に集中することから、計画期間を30年から40年間とする自治体が多く、当町も40年間としたものです。

現在、町では今後の各施設を効果的、効率的に運用していくために、公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設計画の作成に取り組んでいるところです。平成29年9月会議で富岡信男議員、大島孝司議員の質問に答弁申し上げましたとおり、今年度中に個別施設計画の原案をまとめ、平成31年度にはホームページ等に掲載し、広くご意見をお聞きし、必要があれば関係団体とも協議をしながら、更新、統廃合、長寿命化などについて一定の方向性をお示ししてまいりたいと考えています。

現在の進捗状況ですが、7月から8月上旬に実施した公共施設の劣化状況調査の結果と、各施設の中長期的な展望を踏まえた個別施設計画の原案を作成中です。この個別施設計画の原案をもとに今後の施設の縮減目標を定め、有識者にもご参加をいただく中で、公共施設等管理検討会議を開催し、検討してまいります。

今後の人口推計、施設自体の必要性や、そのほか集約化、用途変更などについてさまざまな視点から検討します。既存施設の有効利用を図るため、他の用途への転換を図ったり、また民間企業等の持つノウハウや資金を積極的に活用することは、公共施設の運営管理にとって重要なことと考えておりますので、民間で運営が可能な施設については、指定管理や積極的に民間への譲渡を考えるなど、今後の方針を決定してまいります。

また、やむを得ず施設の統廃合等が必要な場合については、各関係団体へも説明し、ご理解をいただきながら進めていきたいと考えております。丁寧な説明を続けて合意点を見出すことが重要であり、時間をかけて進めていくことも重要と考えております。そして、長寿命化に伴う大規模修繕等が必要な施設については、優先順位をつけ、計画的に進めてまいります。

このようなことから、現段階でははっきりした方針は決まっておりますませんが、議員ご指摘

のとおり、桃源荘はシルバー人材センターやミニマラソンの事務局として利用されており、町ではミニデイサービスやいきいきサロン等で利用していること、須坂市消防署小布施分署も消防、防災の重要な拠点施設であること等を考慮すると、この2つの施設については必要に応じて大規模な修繕等を行い、存続させていく施設として捉えています。

音楽堂や歴史民俗資料館も大勢の人たちが利用され、文化的価値ある施設と認識しております。存続させていく可能性が高い施設として認識をしておりますが、ただいま申し上げましたとおり、個別施設計画を作成する中で、関係する方のご意見をお聞きしながら方向性を決定してまいりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 福島浩洋議員。

○2番（福島浩洋君） ただいまの答弁の中で、平成31年度ということでしょうか。町民の皆様にも周知する時期というのも平成31年度中には行われることになるのでしょうか。

例えば、先ほど挙げました例もそうですけれども、各自治会の公会堂、それから鴻山記念館、それからミス・パウル記念館などは町の重要なものとして残されていると思いますが、そのほかに各自治会の公民館だとか、それからコミュニティセンターなども非常に古くなってきて、皆さんも心配されていると思いますが、その辺も含めて順序立ては考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（関 悦子君） 中條課長補佐。

○総務課長補佐（中條明則君） ただいまの再質問にお答えいたします。

31年度中に公表していくかということでございますけれども、一応先ほど申し上げましたように、何らかの形で、先ほどはちょっとホームページ等でということをお願いしたんですけれども、そういうところに、一応こういう計画ができたということで、町民の皆さんからのご意見をいただく場というものは設けていかなければいけないかなというふうには考えております。

それから、先ほど議員おっしゃいました公会堂とかコミュニティセンター等につきましては、自治会の持ち物という形になりまして、公共施設、公共的な位置づけが高いものですが、町所有の施設ではございませんので、それにつきましてはこの計画からは除外をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（関 悦子君） 福島浩洋議員。

○2番（福島浩洋君） そうしますと、例えば選別化されるということになりますよね。そうすると、選別化されたときに、今みたいな公会堂は別にしまして、公民館みたいなところは、町のほうで必要ないから撤去しろという指導か指示かすることも中には考えられるということになりますでしょうか。例えば、話が飛躍しますけれども、都住駅のトイレなんかは非常に古くて危ないというところなんかも含めて、そういう指導か何かは町のほうとしてはされるのでしょうか。

○議長（関悦子君） 中條課長補佐。

○総務課長補佐（中條明則君） ただいまの再々質問にお答えをいたします。

あくまで対象は公共施設ということでございますので、公共施設以外のものについて町のほうで直接ご指導申し上げるということは現在考えておりません。

○議長（関悦子君） 以上で、福島浩洋議員の質問を終結いたします。

◇ 中村雅代君

○議長（関悦子君） 続いて、1番、中村雅代議員。

〔1番 中村雅代君登壇〕

○1番（中村雅代君） それでは、12月会議1日目の最終となりました。通告に基づいて質問いたします。

1点目、職員の働き方について。

全国的に働き方の改革が叫ばれている中、8月10日付人事院勧告の公務員人事管理に関する報告の骨子を受けまして、長野県人事委員会は10月23日付で、議会及び知事に対し職員の給与等について報告及び勧告を行いました。

勧告の概要では、人事管理に関する課題として、働き方改革と時間外勤務の縮減、仕事と家庭の両立支援の推進と勤務環境の整備等が上げられています。時間外の勤務の縮減は職員の健康保持のみならず、ワーク・ライフ・バランスの推進、公務能率の向上の観点からも極めて重要な課題であり、限られた人員や財源のもとで多様化、複雑化する行政課題に対応し成果を上げるためには、同時に働き方改革にも積極的に取り組むことが重要かと思えます。

また、長時間労働を是正する取り組みを推進していく上では、職員の勤務時間を適正に把握していくことが重要であり、勤務時間を客観的に把握する方策を具体的に検討していくこ

とが必要と記されています。

また、仕事と家庭の両立支援の推進と勤務環境の整備等では、仕事と家庭の両立を支援し、職員が安心して働き続けることができる勤務環境を整備することは、ワーク・ライフ・バランスの推進のみならず、優秀な人材を確保し、職員が持てる能力を最大限に発揮して職務を遂行する上で極めて重要であり、職員が育児や介護に関する両立支援制度を有効活用できるよう、制度の周知や相談体制の整備に努めるとともに、職場全体で制度を活用している職員をサポートするという意識の醸成を図っていくことが重要、また、ワーク・ライフ・バランスを一層推進していくため、柔軟で多様な働き方を可能とするための勤務時間制度や休暇制度について今後も検討していくことが必要。つけ加えて、人事院は非常勤職員の休暇について、いわゆる結婚休暇を設けるなど、慶弔に係る休暇について所要の措置を講ずることとしており、長野県においても検討を行っていくことが必要と記されております。

さらに、11月19日、厚生労働省は職場のハラスメント対策をめぐる法改正の骨子案を提示しました。国の調査に対し、パワハラを受けたと回答した人は3割に上り、ふえ続けるパワハラ被害の声に押され、厚労省は防止対策を義務づけることを決めました。職場のいじめや嫌がらせに関する相談件数は過去10年間で3倍に急増し、自殺、鬱病といった悲惨な事態に追い込まれる労働者も相次いでいるとのこと。

当町においても職員の時間外勤務の縮減や非正規職員の待遇改善、心の健康づくりなど、働きやすい職場づくりに取り組まれています。6月会議、小西議員の質問に対する答弁では、当町に働き方改革プロジェクトを設置し、業務の見直しを含め、職員の要望などを聞き取りながら検討されているとのことですが、私からは働き方改革と勤務環境の整備等について具体的な施策等を伺います。

1点目、長時間労働の是正に関して、町職員による本町の宿日直業務についてお伺いいたします。

年間どのくらいのペースで勤務しているのでしょうか。通常勤務終わりからの宿直勤務となりますが、宿直明けの休息時間は設けられているのでしょうか。週末とか休日の行事などが増加している中で、なかなか代休の取得も苦慮する状況ではないかと思われま。宿日直が必要かどうか議論するべきではないでしょうか。

また、人員が削減され、担当業務量が相当に増大する中、超勤の上限時間のみ着目され、サービス残業などが増加することが危惧されていますが、当町においてサービス残業の実態はあるのでしょうか。

2点目、仕事と家庭の両立支援の推進と勤務環境の整備等について伺います。

職員が育児や介護に関する両立支援制度を有効活用できるよう、制度の周知や相談体制の整備はどうでしょうか。

3点目、ハラスメント防止対策について、ハラスメントの実態、対策はどうでしょうか。

4点目、臨時、非常勤職員の適切な待遇改善の確保はどうでしょうか。会計年度任用職員制度の導入に向け、条例等の進捗状況はどうでしょうか。休暇について、いわゆる結婚休暇を設けるなど、慶弔に係る休暇についてお聞かせ願います。

○議長（関 悦子君） 田中総務課長。

〔総務課長 田中助一君登壇〕

○総務課長（田中助一君） それでは、中村議員の役場職員の働き方改革についてお答えをいたします。

まず、一つ一つお答えしてまいります。長時間労働の是正について、宿日直に関してご質問いただきました。

宿日直につきましては、男性2名のペアでおおむね3週間に1回のペースで行っており、年間で16回から18回程度行っております。日直につきましては、男性1名と女性またはシルバー人材センター1名のペアで行っており、男性でおおむね4カ月に1回、女性はおおむね2カ月半に1回ということで実施をしております。

宿直明けの休憩時間につきましては原則としてとっておらず、職員個々の判断で有給休暇を取得しておる、そういう方もいらっしゃいます。

宿日直が必要かどうかの議論ということでございますが、戸籍事務の受け付け、火災など、時間外に行うものがありまして、必要なものではあります。その方法につきましては、現在働き方改革プロジェクトの中で話し合いをされておりました。改革案について職員向けのアンケートも行われました。

今後、職員による宿日直の廃止ですとか、あるいは実施方法についての工夫などを話し合いを持ちながら進めてまいりたいというふうに考えておりますが、いずれにしても、住民サービスの低下にならないように進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、サービス残業はあるのかということでございますが、こちらにつきましては、職員は小布施町の勤務規定によりまして、タイムレコーダーで出勤時と退庁時に時間を記録するというふうに定められております。職員がみずから早く出勤して、一日の仕事の準備をする、あるいは定時後に次の日の準備や残務を行うなどの事例は見受けられますが、本来職員は超

過勤務命令により超過勤務、いわゆる残業を行うものであり、命令がなければ残業はできないという性格のものでございます。

ただ、議員もご指摘されたとおり、午後5時15分までの勤務時間後、職員は速やかに退庁するというふうになっておるわけですが、実際には定時では帰りづらい、あるいは職場のみんなが残っていると帰りづらいといった意見も一部にはありますし、命令を受けずに、今この仕事を済ませておかなければならないといった仕事の残務量を考えた上で仕事をする、そして遅くなるなどの状況もありまして、こういったことはサービス残業であるというふうに捉えられていると考えております。

今後は、定時後に早期に退庁を上司が促すですとか、あるいは係の中でお互いの仕事について情報共有を図り、どう支え合うか、これは家庭の都合もあると思っておりますが、そういった話し合いを経て係として仕事に取り組むということが大切だというふうに考えております。

また、タイムカードからおおよその残業状況、いわゆる残業といえますか居残りの状況もわかるために、タイムカードのチェック体制、こちらの強化を図るなどしてまいりたいというふうに考えております。

なお、現在こちらの取り組みにつきましても、先ほどの働き方改革プロジェクトの中でノー残業デーを検討しておりまして、職員の意識改革を進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、仕事と家庭の両立支援の件でございますが、仕事と育児、介護などを行うための家庭の両立支援でございますけれども、家族構成の多様化、核家族化などさまざまな家庭環境があり、今後も職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例、規則、職員の育児休業等に関する条例、規則に基づく休暇につきましても、取得しやすい職場環境づくりを目指す考えでおります。

議員ご指摘の取得方法の周知ですとか、あるいは相談体制につきましても積極的に検討してまいりたいと考えておりまして、この辺につきましても、職場環境を考えていただいている働き方改革プロジェクトの中で、こちらのほうはまだ話題として上っておりませんので、話題として取り上げていただけるようにしてまいりたいというふうに考えております。

それから、ハラスメントの防止対策であります。こちらにつきましても、これはご存じだとは思いますが、相手に不快感を与えることの総称を、いわゆるハラスメントというふうに言っておりまして、パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなど、何かを強要したり強制したり、相手に不快感を与えることを何々ハラスメントというふうに呼んでおります。

町では、昨年男女雇用機会均等法及び育児・介護休業法の改正によりまして、妊娠、出産、育児休業、介護休業等に関するハラスメントが事業主に義務づけられましたことから、平成12年に定めました職場におけるセクシャルハラスメント防止に関する要綱を見直しまして、セクハラ、パワハラ、マタハラなど、新たにそういったものを盛り込んだ職場におけるハラスメントの防止に関する要綱を昨年つくりました。

これと同時に、理解を深めていただく、あるいはハラスメントを防止するといった意味で、弁護士によるハラスメント研修会を開催したところであります。

このとき、ハラスメントに関するアンケートも実施しております。アンケートの結果によりますと、パワーハラスメント、セクシャルハラスメントにつきましても、相手が上司や管理職からのパワハラ、セクハラが多い反面、同僚や部下からのパワハラ、セクハラもあったというふうに報告がされておりました。とはいいながら、実際にはこれを苦情処理に至るものはございませんでした。

また、平成29年2月開催の衛生委員会でも、ハラスメントに関する話し合いも行いまして、現在も月1回衛生委員会を開催しておりますが、広く職場環境の改善などについて話し合いを行っております。

今後も衛生委員会の話し合いの中で、防止対策等についても検討するとともに、もし実際のハラスメントが起きたとする場合は、外部の方にもお力をおかりするようなことも検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、会計年度職員の導入についての条例等の進捗状況であります。こちらは平成32年4月1日施行の会計年度任用職員制度に向けた取り組みを行っております。まず、今年度、30年度は臨時職員の皆さんの実態調査、それから任用根拠の明確化、適正化を進めまして、来年度につきましても、制度の整備として任用を含む勤務条件、人事評価の検討、給与システム改修、条例規則の改正、該当者への説明などを予定しております。

なお、現在、条例改正の時期につきましても、近隣市町村、あるいは同規模自治体の状況をお聞きしながら進めたいというふうに考えておりまして、平成31年、来年の9月会議を予定しておるところであります。

それから、結婚休暇についてであります。条例改正時に休暇についてもあわせて提出させていただくこととなりますので、現在はっきりとしたことはお伝えすることはできません。しかし、現状では、いわゆる嘱託、臨時、パートの職員の皆さんにつきましても、小布施町一般職の非常勤に関する取り扱い規定によって有給休暇等を取得していただいております。

すが、結婚休暇についてはございません。

なお、一般職の職員については、特別休暇の中に職員の結婚による休暇を連続する5日以内で設けるということになっております。

今後、嘱託、臨時、パート職員の皆さんが会計年度任用職員になるわけですが、結婚休暇などにつきましては、近隣の市町村、同規模自治体の状況を参考にしながら、また国からも条例案が示されておりますので、検討してまいりたいというふうに考えております。

ちょっと国の働き方改革と町の今進めております働き方改革がありますので、一応町の働き方改革についてちょっと補足させていただきます。

国が働き方改革と称して進めているものにつきましては、会計年度任用職員のほかさまざまなものがございますが、多くは制度改正を伴って、全国が同時に進めている改革になります。

一方、町が立ち上げているプロジェクトでは、改革に携わりたい職員が多く応募しまして、またあるいは声がけをしましてプロジェクトチームをつくり、国の改革と同じ内容のものもありますが、町独自の働き方改革に取り組んでおるところであります。

みずからの職場の働きやすい環境を整えることで、住民の皆さんによりよいサービスが提供できることを目的としております。職場に係るみずからの問題意識を共有させていただきまして、その解決方法を模索するところから始めております。その中に宿日直問題、あるいはノー残業の問題等も含まれているということでもあります。ありがたい姿、状況を想定しまして、いかにその状況をつくり出すことができるか、知恵を絞り、職員同士が話し合い、みずからが自分のこととして取り組む、いわゆる第一人称で考えることで問題解決を図ることを目指しております。課題の共有、解決方法の検討など役場に話し合う文化をつくること、それ自身が既によりよい職場環境の実現に寄与していると考えております。

昨日、本年度の検討結果を町長、副町長、課長が共有する会議が開かれてましたが、職員の思いを伝えていただく、そういった機会がありました。町としましてもこれに応え、よりよい環境づくりをできるところから進めてまいりたいというふうに考えております。

いずれ、この取り組みが小布施町らしい働き方改革につながるものであり、今後もプロジェクトを継続してまいりたいというふうに考えておるところであります。

以上です。

○議長（関 悦子君） 中村雅代議員。

○1番（中村雅代君） ただいま実態について詳細にご答弁いただきました。

本当に小布施町の中に話し合う文化をつくっていくとか、町独自の働き方改革など、そういうものをつくっていききたい、構築したいということに本当に期待していますが、何点か私のほうから、具体的にここからやれるところからやっていったらどうでしょうかというようなちょっと再質問、先ほどに関連してですので、お願いします。

これもまた平成23年度の小西議員の一般質問で、小布施町役場における日直、宿直体制について、嘱託職員の配置、もしくはシルバー人材への委託を検討してはどうかという提案ですか、そしてまた、宿直明けの一時帰宅とか、そういう宿直明けの半日休養、休暇など付与の検討はどうでしょうかという質問がございましたので、ちょっと見返してみました。

答弁では、やはり宿直業務はとても重要なものを担っておりまして、町外からの観光の問い合わせとか、また戸籍ですか、行政事務の重要な役割を担っており、そういうところを正規職員が担当していくべきと考えておる。しかしながら、職員にとっては日常業務も行う上での宿直ということで、負担になっていることは事実であると認識しておられるということでした。また、外部委託が可能かどうか、試験的にやってみたいというご答弁もありました。

その点、ちょっと私からは、1点目なんですけれども、職員による宿直ではなく、民間委託など導入しては、もうそういう時期ではないかなというものを考えているんですけれども、先ほどのご答弁の中にも、戸籍事務の受け付けとか火災関連とありましたけれども、窓口業務の民間委託可能な範囲に含まれている、そういう総務省の通達が平成25年にたしかあったと思うんです。そこにはもうそういうものはできるということが可能ですので、その辺からどうでしょうか。

ちなみに、私ちょっと調べさせていただいたんですけれども、23町35村中、58町村のデータしかちょっと調べられなかったんですけれども、まず、日直をやっているところはまだあるんですが、宿直だけは業務を委託しているという自治体は14町村ございます。新たに今年度ですか、来年度か、ちょっと不確かなんですが、野沢温泉村が理事者の方からの提案で委託を実施することになったということです。職員と委託でやっているのが4町村、専任職員がかかわっているのが1つの村ということで、小布施同様、職員の方が交代で行っているところが多いことは事実なんですけれども、その辺はちょっと先駆けてやっていてもいいのではないかと思います。

ちなみに、また手当など、もしそれができなかったとしたら、先ほど来より、本当に職員の方の税金の滞納の整理とか、そういうところに出向いたりして、本当にタイムカードでは把握できないそういう時間外の超勤は本当に増えていると思うので、その辺はやはり優先順

位というところがあると思うので、その辺、検討していただきたいと思います。

ちなみに、もしできないとするならば、職員の方が士気高揚という面では、宿直手当の引き上げはいかがなものかと、これはまた調べてみましたが、やはり町村なんですけれども、条例改正をしまして、国の手当分上乗せ、倍ぐらいになっているところも事実あります、現実。下のほう、少ないところでは小布施町のように国並み、同額ということがありますけれども、そういうところもありますので、その辺、職員組合と検討して、今後考えていっていただけたらどうでしょうか。

それから、明け後の休息はないということなんですけれども、個人的には年休取得ということでしたが、今や働き方の中でインターバルというものが重んじられていますので、やはり一定の時間あけて、もし引き続いてやっていくのだとすれば、どなたも一定時間あけて休息時間を確保するという、そういう方法が当たり前ではないのかなと思うんですが、その点、お願いいたします。

あと、3点目ですけれども、臨時、非常勤職員の適切な待遇改善の確保について、会計年度の任用職員制度の導入に向けた進捗状況をちょっと再質問させていただきます。

やはり先ほども久保田副町長から答弁ありました。2019年度春以降にはもう採用募集が始まりますので、遅くとも来年、9月というご答弁だったんですけれども、本当に6月ぐらいにはめどに考えていただきたいんですが、近隣自治体ではどこも、政府がはっきりしないので、9月ということをめどにしているようです。でも、この小布施町の場合ですけれども、ただでさえ保育士や栄養士や保健師さんなど専門職員の方が本当に確保難しい状況なので、この点は当事者の方とのヒアリングといえますか、説明会の予定が先ほどご答弁ありましたけれども、それを今早い時期からやっていただきながら、任用根拠や人数とか業務内容など考えていくのがどうかと思います。

やはり今回のこの法改正は、自治体の臨時、非常勤等職員の待遇がこれまで法の谷間に置かれて劣悪な労働環境に置かれてきたため、その改善というのが趣旨でありますので、現状において小布施町の重要な担い手となっている臨時、非常勤職員の方の雇用継続や待遇改善を図ることが安定的な住民サービスの質の向上につながると思います。

その辺で、先ほど渡辺議員のご答弁の中に、給料や報酬の水準など、そういう手当の支給なども常勤職員との均衡を基本にしていくというような見解をいただきましたので、現在のそういう職にある方を改めて検証して、仮に正規職員による配置が適当かなと考えられた場合は、そういう正規への転換というものも効率的な任用と考えるんですけれども、その辺検

討されているのかどうか、お願いいたします。

○議長（関 悦子君） 総務課長。

○総務課長（田中助一君） 4つですか、再質問いただきましたが、お答えいたします。

まず、宿日直に関するものが2つだと思いますけれども、こちら、民間委託の検討ということではありますが、全然頭に入っていないわけではありません。どんな業務でも今後そういったほうがよいだろうという判断が下せるとすれば、今ある業務はやはりそういう方向に向かわなければいけないのではないかというふうに考えますので、宿直業務をとってみても、やはりそういった可能性があるとするれば、それは検討しなければいけないだろうというふうに思います。

ただ、今働き方改革のほうで非常に知恵を絞ってやっていただいております。例えば、何が負担なんだというところに話が、アンケートをやって切り込んでおまして、その負担を減らすためには、じゃ、どういう次の手段があるのかということをご提案いただいておりますので、まずはそこから検討を始めたいなというふうに考えております。

それから、宿日直手当の件につきましても、そのところに本当に、要は上げれば良いというふうにはきっとならないと思うんです。次の策として、それは上げたほうが喜ばれるよねということだとは思っています。一番、じゃ、何が負担になるのかというところをまず見据えて、総合的に検討して、今いらっしゃる方々と話し合いをして、満足のいくような、そういう回答にしていきたいと思いますというふうに思います。

それから、インターバル、時間をあけてということですが、これについてもちょっと、いわゆるそれができるかどうかということを実際に検討しなければいけないんだなと思ってます。これも先ほどと同じことですので、負担感の中で、結構、いわゆる宿直後勤務することがきついという声もそのアンケートの中にあるんです。ですので、そういう中では、いわゆる代休みたいなことがとれないかというようなところをご提案されておりますので、そういった話ができるかどうかですとか、そういったことを含めて今、総合的にちょっと検討しなければならないんだなというふうに思っております。

あともう一点、これが最後ですか、会計年度任用職員の件ですが、それぞれ限られた総務課長ですけれども、総務課長が集まって話をする機会がありました。町村の役員をやっているらっしゃる総務課長なんですけれども、その中で、大体いつごろやるのかなという話をしたときに、6人ほど集まったんですが、一番早いのが、とにかく担当は焦っていると。3月にやりたいというふうに言っているので、まあまあと言って6月にするという話と、あと全員

が9月というようなお話でした。

やはりなかなかまだ国のほうできちんと制度を確立していないところがあって、そういったところでお互いに模索して情報共有をしようみたいなところがあって、なかなか早く進まないというのが実情です。

また、それぞれいわゆるコンサルタントみたいなものをお願いして、いろいろな事業を進めているというところもありまして、そういった周りの状況を見ながら、決して町が、お勤めいただいている方々が不利にならないような状況というものをつくり出してまいりたいというふうに思っております。ちょっと、とはいいいながら、できるだけ早くやっていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（関 悦子君） 中村雅代議員。

○1番（中村雅代君） ちょっと答弁漏れではないんですけれども、正規職員に変えていったほうがいいんじゃないかという場合は、そんなような考えもおありなのか、ちょっと一点と、そもそもこの会計年度に移行していくためには、かなりの財政的にも、財源というか、給与制度とか手当などを考えますと、そういう面ではこれから必要となっていきます。さっき結婚休暇とかそういうものもないので、これから近隣の町村を鑑みてということだったんですけれども、やはり非常勤の職員の方の7割、8割が女性が占めておりますし、若い方から高齢の方までいらっしゃいますが、やはり子育て支援とか介護とか、そういうものに重点施策としている小布施町ですので、率先してそういう職員から育児休暇やそういう結婚休暇とか、そういう制度の整備というのが必要なのではないかなと思います。

やはりその財源なので、心配されているのは本当に財源ということで、その必要な財源をこれから盛り込んでいくという、国に求めていくということが必要だと思うんです。国が決まってからではやはり遅いので、そういう財源については確保という点では、町村会とかそういうものを通じて国に要請すべきではないかと思うんですが、その点は市村町長、いかがかお伺いしたいと思います。

○議長（関 悦子君） 久保田副町長。

○副町長（久保田隆生君） 会計年度任用職員の正規職員化ということですが、先ほど申し上げたのですが、会計年度任用職員、言葉のとおり会計年度、一会計年度において雇用するいわゆる一般職の非常勤職員でありまして、非常勤の職というのは、要するに常勤の職員とは異なった業務に当たるという、建前的にはなってしまうんですが、規定しております。

したがいまして、会計年度の1年間の年度を基本に雇用すると。さらに、次の年にいろい

ろな状況を吟味いたしまして、新たに業務について1年間職員を雇用するときに、初めてまた更新的に会計年度任用職員を雇用するということになってまいりますので、基本的な仕事が、要するに常勤職以外の仕事という職でありますので、そういった点から言うと、要するに常勤職員である正規職員への移行は基本的には考えられないというのが、恐らく地方公務員法上の規定だと思われまます。

おっしゃるとおり、財政的に、そういった嘱託、あるいは賃金等、該当する方というのは小布施町の場合も30から40ぐらいが最適だろうと思われまして、この方々に新たに給料ですとかいろいろな手当、この中に実は宿日直手当も規定されているんですが、そういったいろいろな手当を条例化していくわけですので、これは特に期末手当等も必ず支払いなさいということになってきていますので、かなり金額的に大きな予算が必要になってくると思います。

これはどの町村も恐らく財政的な措置を求めていくと思うんですが、正直国がそれを出さかどうかというのは非常に難しいんですが、ぜひそういったものを全国の自治体、地方公共団体のほうで制度を、地方公務員法、自治法の改正がもとになっておりますので、そういった要望をしていただければと思います。

ですから、任用の形態を、これからどの市町村も非常に財政が増えるのはわかっていますので、今総務課長が申し上げましたが、事務レベルでどういう形態にしていくかというのは実は非常に悩みでありまして、会計年度任用職員の中に丸々7時間45分働く職員とそれ以外の職員、いわゆるフルタイムとパートタイムの職員がおりまして、そこでも大分任用に対する手当の形が違ってきます。それも正直、雇用する側とすると、かなり工夫していかないと財政がもたないという状況になってきますので、そこはこれからいろいろ現況を、働きたい方の求める報酬額ですとか賃金等も含めて考えていかななくては行けないと。

ただ、おっしゃるとおり、今、数年やっている臨時、嘱託の方の事務事業のレベルが本当にかかなり質的には上がっておる中で、いわゆる手当が何も出ないとか、いろいろな休暇の関係とかそういったものの大きな差というのはすごい感じているところでありまして、そういった方のやはり、強いて言うとレベルを上げていただくことで、少しでも全体的な経費を抑えられるのではないかと。

言い方はあれですけども、正規職員というのはやはり40年間、これからもっと定年が延びれば45年間ぐらいの雇用になるんですが、そういった方の、言い方はあれですけども、活用をしていかないと財政がもたないなと思っておりますし、それも含めていろいろ考えていかななくては行けないと思っております。

○議長（関 悦子君） 中村雅代議員。

○1番（中村雅代君） それでは、次の点に行きます。

2点目、特殊詐欺の現状と対策について。

オレオレ詐欺、架空請求詐欺など、いわゆる振り込め詐欺、特殊詐欺が県内、全国各地で頻発しています。県内の平成30年9月末の特殊詐欺被害認知状況では、長野県警から発表されましたのは、認知件数が108件で、前年比58件の減、10月末時点では118件です。件数は減りましたが、被害額が9月末時点では2億4,423万5,924円で、前年比27.8%、5,000万円余の増です。10月末では2億5,979万円に達しております。早くももう当然昨年を上回る勢いで推移しています。

その9月末の108件の被害を地域別に見てみますと、長野市が31件、須坂市が8件、中野市が4件、そして千曲市、小布施町がそれぞれ3件など、北信地域の被害が53件となり、約半数を超えています。その被害件数の87.3%を架空請求、オレオレ詐欺が占めています。中でも架空請求被害は、メールに加え、以前に多かったはがきなどで支払いを要求する手口も増えています。

先月20日付の信毎の記事では、長野市、中野市の管内、60代女性がうその訴訟告知のはがきを受け取り、計215万円だまし取られたとのことでしたが、50代が正しかったのかどうか、ちょっと不確かなんですけれども、また、翌日は長野市の80代の女性がキャッシュカードをだまし取られて、3,127万円被害に遭うという記事が出ました。

この非常事態に、長野県では特殊詐欺多発に伴う緊急メッセージを3月19日に発信し、3カ月間集中的に緊急対策を実施しました。主な取り組みとして、特殊詐欺被害撲滅三ない運動+1として、「渡さない!」「払わない!」「電話に出ない!」「振り込ませない!」を周知して、高齢者世帯を対象とした常時留守番電話設定や、電話をかけないことを推奨する集中的な防犯指導を行い、現在も継続中とのことです。

県警は、少しでも不審に感じたら周囲に相談してほしいと注意を呼びかけていますが、同一被害者が架空請求詐欺により複数回にわたり電子マネーや現金をだまし取られ、被害額が1,000万円を超える被害が6件あり、その合計被害額が1億2,190万円で、手口が複雑化していることもあり、困惑しているそうです。

全ての被害者がはがきやメールの電話番号に電話をかけていること、被害のおおむね8割以上がコンビニエンスストアから電子マネーを購入させる手口であること、それがあらゆる年代にわたっていることから、コンビニエンスストアにおける水際対策における支援の強化

の取り組みを行い、効果があったと昨日の県警の報告にもございました。

さて、当町の安全施策では、誰もが安全で快適に暮らせるまちづくりのために、犯罪などの危機管理体制を整え、防犯体制の強化を目指しています。行政、住民、関係機関等のネットワークを強化し、防犯力を高めることが重要で、情報発信、広報広聴機会の拡充に努め、小布施町防犯協会女性部では、お茶のみサロン等での高齢者向け防犯寸劇等を実施しています。

そこで、高齢者を初めとする住民の生命や財産を守るためのさらなる被害防止対策について伺います。

1点目、小布施町内で発生した振り込め詐欺など特殊詐欺の手口や被害状況について伺います。

2点目、手口が巧妙で深刻化しておりますが、未然防止、早期発見、拡大防止など、対策としてコンビニや金融機関などとの協力体制はどうでしょうか。また、特殊詐欺被害に遭わないための訓練型出前講座などの活用はどうでしょうか。

○議長（関 悦子君） 林健康福祉課長。

〔健康福祉課長 林 かおる君登壇〕

○健康福祉課長（林 かおる君） それでは、中村議員の特殊詐欺の現状と対策についてお答えいたします。

まず、議員ご指摘のとおり、特殊詐欺につきましては年々手口が巧妙になってきている現状です。振り込め詐欺の代表的な手口としまして、オレオレ詐欺、還付金詐欺、融資金詐欺、架空請求詐欺などがあり、10月末現在、須坂警察署管内の特殊詐欺被害発生状況ですと、被害件数は13件、被害額1,627万8,000円となっております。内訳は、オレオレ詐欺が5件、架空請求詐欺が8件であり、最近は架空請求詐欺が急増している状況です。

ご質問の小布施町内での被害状況ですが、ことし1月から10月までの被害件数は4件で、被害額489万8,000円で、内訳はオレオレ詐欺1件、被害額200万円、架空請求詐欺が3件、被害額289万8,000円となっております。

具体的な事例としましては、10月に信濃毎日新聞でも報道されましたが、町内の50代の女性がうその訴訟告知の封筒を受け取り、現金215万円をだまし取られた特殊詐欺があります。その手口としましては、家に総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせなどと書かれた封筒入りの文書が届き、書かれた番号に電話をしたところ、国民訴訟通達センターの職員をかたる男から弁護士を紹介され、まずその弁護士をかたる男に着手金を支払ってしまいます。

さらに、訴訟の相手方を名乗る男から金銭の要求があったため、弁護士をかたる男に相談し、言われたとおり消費者金融からお金を借りて、訴訟の相手先の指示された住所に宅配便で送ってしまったというものです。女性はその後、弁護士をかたる男と連絡がとれなくなって、家族に相談し、そのときに被害に気づいたというケースです。

ご質問2点目の未然防止、早期発見、拡大防止などの対策として、コンビニや金融機関などとの協力体制はどうかのご質問についてですが、先ほどの架空請求詐欺被害以降、須坂市警察署より町内にあるコンビニエンスストア3店へ、電子マネー購入者に対して金額の大小にかかわらず、特殊詐欺ではありませんかなどの声かけをお願いしたところです。

また、先ほどの被害ケースと同様の文書が10月中旬から11月上旬にかけて自宅に届いたとの相談が小布施町の交番に数多く寄せられたことから、11月中旬から下旬にかけて同報無線による広報も実施し、被害防止に努めたところです。

加えて、須高地域合同により、12月1日から31日までの期間、「年の暮れみんなでつくろう安心の街」をスローガンに、年末特別警戒を実施しています。

小布施町でも昨日、防犯指導員の合同会議としての研修会を行い、各種犯罪の防止を活動重点として特殊詐欺被害の防止を推進し、期間中、金融機関及びコンビニエンスストアのパトロール、ATMの警戒も計画しています。また、町職員により各店舗に直接伺い、協力をお願いするとともに、庁内の関係各課とも連携をとりながら、引き続き未然防止の対策に努めてまいります。

議員ご提案の訓練型出前講座につきましては、県の県民文化部暮らし安全消費生活課が窓口となり、実際に特殊詐欺の手口を体験し、対処方法を訓練することで冷静な対応を身につけるための出前講座として実施しているもので、今後普及啓発の取り組みの一つとして小布施町でも活用していきたいと考えています。

また、最寄りの消費生活センターなどにつながり、専門の消費生活相談員が助言や相談に応じる消費者ホットライン、局番なし188や、全国どこからでもその地域を管轄する警察本部などの相談窓口につながる警察専用電話、#9110の利用促進を図り、特殊詐欺に遭わない取り組みを今後も進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（関 悦子君） 中村雅代議員。

○1番（中村雅代君） 答弁にもございましたとおり、先月から同報無線による広報の回数が増えまして、聞くたびに私もだまされないぞと意識しております。

実は、私のところに過去にもはがきが来て、架空請求だと思うんですが、そういうもので、すぐに、無知だったものですから家族に相談して、そんなの詐欺だから電話もかけちゃいけないし返信しなきゃいけないんだよということで、そういうもので手口を説明受けて納得したわけなんですけれども、それはちょっとえらい前なんですけれども、このごろではスマホに何とメールに、1カ月前に私の所属する合唱団の発表会の予約をある会館にとりにいったわけです。そうしたその1カ月ほどして、そのメールの宛て先が、差出人がそのコンサートホールの差出人に名前がなっていて、審査が通りましたので予約のお手続という感じで、金額が記載されていたので、もう本当に驚愕というか、それは違った請求なんですけれども、そういうものもあって、ここまで巧妙なのかとか、自分がちょっと何かどこかで落ち度があったのかなという反省もあったんですけれども、本当に心配だ、不安だと思ったら、家族や知人とか、または交番とか、そういうところに相談に呼びかけてくださいということで、かなり強化をしていただいているかと思うんですけれども、きのうの新聞記事には、警察官に通報して、一緒にかかわってもらって、犯人と電話までしたけれどもだまされてしまったということも載っていましたが、それは、大阪では昨年もやはりありましたよね。そういう状況がありましたので、一体本当に警察官も見抜けないほどの巧妙な手口というところから、本当にどうしたらいいのかなという思いで今います。

本当に強化していただいて、きめ細やかに、職員の方も一丸となってコンビニエンスストアなどと提携していくんですけれども、なかなかそれでも向こうが上手だったということになると、やはりこの問題はちょっと重大なあれかなと、喫緊の問題だと思っています。

それで、迷惑電話対策機器とか、そういう無償で貸与したり、購入の助成とかを行っているところもあるので、何か今後はそういうものを紹介したりとか、出前講座のチラシを取り寄せてみたんですけれども、かなり方法について、その様子などを目の前で見られるということで、とりあえず冷静に冷静にということで劇が進められていくような訓練だそうなので、ぜひ行っていただきたいんですけれども、いかがでしょうか。再度お願いいたします。

○議長（関 悦子君） 林健康福祉課長。

○健康福祉課長（林 かおる君） 中村議員の再質問にお答えいたします。

いろいろ方法を一生懸命考えていただいて、本当にありがたいと思います。

議員もおっしゃったとおり、そういった県の出前講座なんかも、できれば、例えば高齢者がたくさん集まる機会は小布施町に結構いろいろ、教室をやったり、はつらつお笑い演芸会があったりとか、いろいろ大勢集まる機会もたくさんありますので、そういった機会等を捉

えて、そういったところにそういった講座とか、あるいは何かそういう効果的な何かPRの方法を考えてまいりたいかなと、利用しながら考えていきたいと思っておりますので、また、もしいろいろそういう役に立つようなそういったツールみたいなものがあれば、また教えていただければと思います。

ありがとうございました。

○議長（関 悦子君） 以上で、中村雅代議員の質問を終結いたします。

◎延会の議決

○議長（関 悦子君） お諮りいたします。会議規則第25条第2項の規定によりまして、本日の会議はこの程度にとどめ、延会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（関 悦子君） ご異議ないものと認めます。

本日はこれをもって延会とすることに決定をいたしました。

明日は午前10時に再開をいたしまして、本日の継続、行政事務一般に関する質問を日程といたします。

書面通知は省略をさせていただきます。

◎延会の宣告

○議長（関 悦子君） 本日はこれにて延会といたします。

ご苦労さまでした。

延会 午後 3時22分